

長南町地域防災計画

【震 災 編】

第 1 章 総則

第1節 地震被害の履歴・想定

第1 地震災害の履歴

町域を含む南関東地域は、ユーラシアプレート、フィリピン海プレート、太平洋プレートの会合部にあたり、最も地震活動の活発な地域である。長南町に被害を及ぼした地震は、安政江戸地震（1855年）、関東大地震（1923年）などがあげられる。

昭和62年（1987年）12月17日には、千葉県東方沖地震で住宅家屋の倒壊や破損、公共建物の破損、ブロック塀の倒壊、道路の亀裂、ガスや水道の供給停止・停電など大きな被害が見られた。当時は計測震度計が設置されていなかったが、震度6相当の揺れと推定されている。

■地震災害の履歴

年	月日	地震名	地震の規模	千葉県の主な被害	長南町の被害状況
1703 元禄16	12.31	元禄地震	M8.2 震源：房総半島南東沖（日本海溝）	房総半島南部を中心に地震動、津波により甚大な被害。死者6,534人、家屋全壊9,610戸。	町域の震度は6以上と推定される。津波は外房、内房南部では被害が甚大だった。（新編日本被害地震総覧より）
1855 安政2	11.11	安政江戸地震	M6.9 震源：東京湾北部	松戸から浦安にかけての地域で震度6。下総地方で倒家多く、死傷者も多数でた。	町域の震度は4～5と推定される。（新編日本被害地震総覧より）
1923 大正12	9.1	関東大地震	M7.9 震源：相模湾（相模トラフ）	千葉県全体で死者1,335人、負傷者3,426人、行方不明者7人、全壊家屋31,186戸、半壊14,919戸、焼失647戸、流失71戸。建物の倒壊は安房、上総地方に多く、流失は布良の津波によるもの。	町域の震度は6以上と推定される。丘陵地では山崩れが多発した。（新編日本被害地震総覧より）
1987 昭和62	12.17	千葉県東方沖地震	M6.7 震源：千葉県東方沖（日本海溝）	山武郡、長生郡市を中心に崖崩れ、道路の亀裂、陥没、堤防の沈下、地盤の液状化現象等が多数発生。また、崖崩れの危険に伴う住民避難が生じた。千葉県全体で死者2人、負傷者144人、住家全壊16戸、半壊102戸、一部損壊71,212戸、断水49,752戸、停電287,900戸、ガス供給停止4,967戸、ブロック塀等の倒壊2,792箇所が発生した。	午前11時08分、千葉県東方沖地震が発生した。町域の震度は5～6。長南町では一般家屋の全壊1戸・半壊61戸・一部損壊1,506戸、町道の舗装亀裂や土砂崩れなど248箇所、その他公共施設や企業なども大きな被害を受けた。特にガス・水道の被害が大きく、供給停止だけでなく、1号ホルダーのボールバルブ破裂によりおよそ2時間にわたる圧縮ガス噴出のため、近くの長南中学校全生徒の避難、周辺道路の車止めなどの措置もとられた。
2005 平成17	4.11	千葉県北東部地震	M6.1 震源：千葉県北東部（震源の深さ：約52km）	八日市場市、旭市、小見川町、干潟町で震度5強。県内での被害なし。	町域の震度は3。
	7.23	千葉県北西部地震	M6.0 震源：千葉県北西部（震源の深さ：約73km）	東京都足立区で震度5強、県内では市川市、船橋市、浦安市、木更津市、鋸南町で震度5弱。木更津市小浜地区で60戸が断水。白井市で重傷者1人、軽傷者は千葉市で2人、船橋市で1人、浦安市で1人。柏市では切れた電線により建物の屋根が部分焼。	午後16時35分千葉県北西部地震が発生。町域の震度は4。

震災編 第1章 総則

2011 平成 23	3. 11	東北地方太平洋沖地震	M9.0 震源：三陸沖 （震源の深さ：24km）	死者 20 名（うち、津波による死者 14 名（旭市 13 名、山武市 1 名）、行方不明者 2 名（津波による）、負傷者 251 名。建物全壊 798 棟、半壊 9,923 棟、一部損壊 46,828 棟、建物火災 15 件、床上浸水 154 棟、床下浸水 722 棟。水道断水 177,254 戸、減水 129,000 戸。下水道 12,600 戸で使用制限。ガス 8,631 戸で停止。電気 35 万 3 千戸で停電。国道、県道で全面通行止め 33 カ所、片側通行規制 12 カ所。農業施設の損壊 2,257 カ所ほか。漁船転覆、乗り上げ等 390 隻。石油コンビナート爆発事故（市原市）。 銚子験潮所で押波による第 1 波を 15 時 30 分過ぎに観測。17 時過ぎに最大潮位となる第 3 波 2.5m を観測。九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から 3km 近くの陸域にまで到達。浸水面積は九十九里地域（銚子市～いすみ市）で 23.7km ² に達した。 福島第一原発事故による計画停電、放射性物質に伴う農林水産物の出荷制限や観光等の風評被害、上下水道施設や一般廃棄物処理施設から発生される焼却灰や汚泥からも高濃度の放射性物質が検出された。	町域の震度は 4。
2018 平成 30	7. 7	千葉県東方沖地震	M6.0 震源：千葉県東方沖 （震源の深さ：57 km）	長南町で震度 5 弱を観測したほか、関東地方を中心に東北地方から中部地方にかけて震度 4～1 を観測した。	町域の震度は 5 弱。

（千葉県地域防災計画、新編日本被害地震総覧、続長南町史等を編集）

第 2 地震被害の想定

千葉県では、近い将来（今後約 100 年程度）に影響を与える可能性のある地震を想定し、「平成 19 年度千葉県地震被害想定調査」において 3 つの地震、「平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査」において 2 つの地震の調査を実施した。そのうち、長南町に最も影響を与える東京湾北部地震を本計画の前提条件として、その結果をとりまとめる。

なお、地域防災計画の対策は、前提条件に掲げた地震のみならず、あらゆる地震の規模、被害に対応したものとする。

1. 地震の想定

地震等の想定条件は、次のとおりである。

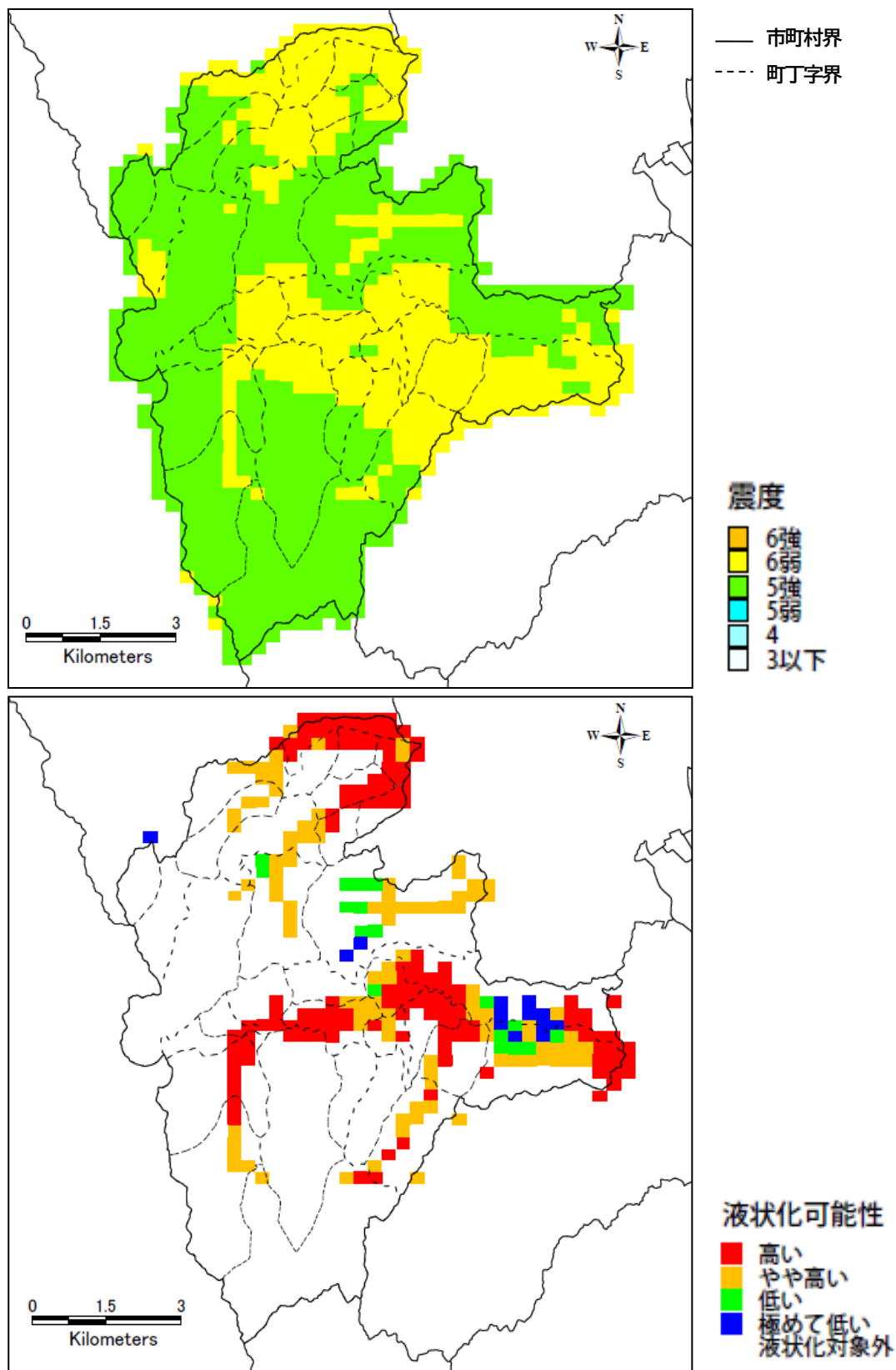
震源域の位置：東京湾北部
 震源域の深さ：27.8km
 マグニチュード：7.3
 発生季節等：冬季 18 時、風速 8m/s

2. 震度・液状化予測

震度は、概ね低地で震度6弱、山地で5強と予測された。

液状化可能性は、概ね低地で「危険度が高い」又は「危険度がやや高い」と予測された。

■東京湾北部地震による震度（上段）及び液状化（下段）の予測図



(平成19年度千葉県地震被害想定調査による)

3. 被害の概要

各被害想定結果は、次のとおりである。

■被害想定一覧（東京湾北部地震）

項 目		数 量	
建物全壊	揺れ	72 棟	
	液状化	9 棟	
	急傾斜地崩壊	7 棟	
	合計	88 棟	
火 災	炎上出火	1 件	
	焼失棟数	1 棟	
人的被害	死 者	建物被害	0 人
		火災	0 人
		急傾斜地崩壊	0 人
		ブロック塀等の転倒	0 人
		屋外落下物	0 人
		合計※	1 人
	負傷者 (うち重傷者)	建物被害	48(1) 人
		火災	1(0) 人
		急傾斜地崩壊	6(3) 人
		屋内収容物の移転・転倒等	1(0) 人
		ブロック塀等の転倒	4(1) 人
		屋外落下物	0(0) 人
		合計※	60(6) 人
避難者（1日後）		2,911 人	
帰宅困難者（12時）		1,298 人	
エレベータ閉じ込め台数		2 台	
要配慮者死者		1 人	
自力脱出困難者		10 人	
震災廃棄物		1 万 t	

※十の位を四捨五入して表示。ただし 5～99 は一の位を四捨五入して表示。また、5 未満（0 を含む）は「-」と表示。

※合計は少数点以下の四捨五入の関係であわない場合がある。

（平成 19 年度千葉県地震被害想定調査による）

第2章 災害予防計画

第1節 防災体制の確立

項目	担当
第1 防災組織の整備	各課、長生郡市広域市町村圏組合、防災関係機関、施設管理者
第2 防災訓練の充実	総務課、消防本部、防災関係機関
第3 防災知識の普及	総務課、学校教育課、消防本部

第1 防災組織の整備

1. 長南町

長南町は、災害発生時の応急対策を迅速かつ的確に行えるように、対策の内容、手順等について、地域防災計画、マニュアル等の内容を理解し、配備基準、参集場所、自らの役割を確認する。

(1) 危機管理意識の醸成

町では、発災時にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」、「最悪事態を想定して行動せよ」、「空振りには許されるが見逃しは許されない」）に則って迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修を行うとともに、日ごろから、国、県、防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組む。

(2) 町、県及び防災関係機関の連携強化

長南町、千葉県及び防災関係機関は、日ごろから、情報連絡員（リエゾン）の役割について理解の共有を図るなど、情報共有や連携の強化を行う。

また、災害の発生又は災害の発生が見込まれる際に、市町村における災害対応状況の把握及び県と市町村間の連絡調整等を円滑に行うため、県から情報連絡員（リエゾン）が派遣された場合は本部事務局に受入れ、県との連絡調整を行う。

(3) 業務継続計画の整備

町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

なお、業務継続計画の策定等に当たっては、特に以下の重要6要素（11項目）について定めておくものとする。

① 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

○首長不在時の代行順位を定めておく

○休日・夜間等における災害発生を想定し、災害応急対策の遂行に必要な職員を確保するための参集基準や参集範囲を定めておく

② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

○災害対策本部を設置する庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎を特定しておく

③ 電気・水・食料等の確保

○災害対策本部を設置し、応急対策を実施する庁舎用の非常用発電機の台数を具体的に定めておく

○非常用発電機に必要な燃料の備蓄量を具体的に定めておく（72時間は外部からの供給なしに稼働できるよう燃料等を備蓄するとともに、停電の長期化に備え、燃料販売事業者等と

の優先供給に関する協定の締結等も検討する)

○職員のために必要な水・食料等の備蓄量を具体的に定めておく

④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

○災害時に必要な通信機器の種類を具体的に定めておく

⑤ 重要な行政データのバックアップ

○業務の遂行に必要な重要な行政データを特定し、同時被災しないよう保管しておく

⑥ 非常時優先業務の整理

○大規模災害発生時に優先して実施すべき業務（非常時優先業務）を特定しておく

○非常時優先業務ごとの遂行体制（全庁的な役割分担、人員配置）を定めておく

○非常時優先業務の遂行が職員のみでは困難となる場合に備えるための、他の地方公共団体からの応援職員受け入れに関する規定（受援を調整する担当組織、派遣要請の手順、支援を要請する他団体の連絡先、応援職員を受け入れて実施する業務 など）を定めておく

2. 防災関係機関

防災関係機関は、各防災関係機関との緊密な連携のもとに、災害対策を的確かつ効果的に実施できるよう必要な組織を整備し、その改善に努める。

3. 自主防災組織

(1) 自主防災組織の結成促進

総務課は、災害発生による被害の防止及び軽減を図るため、自主防災組織の重要性について啓発を図り、行政区等を単位とする自主防災組織の結成及び活性化を促進する。

(2) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

総務課は、自主防災組織が十分な能力を発揮できるよう出前講座を利用した防災知識の普及、自主防災組織の訓練への指導・助言、中核リーダーを対象とした研修会への参加促進を行う。特に、日頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験・能力を活用する。

また、長南町自主防災組織育成補助金交付要綱に基づき、資機材等の購入や活動費に対して補助金を交付し自主防災活動を支援するとともに、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員・児童委員、小中学校、地域のボランティア等による防災ネットワークづくりについて、千葉県と協力してこれを促進する。

■自主防災組織の活動

平常時	① 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） ② 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） ③ 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） ④ 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） ⑤ 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） ⑥ 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） ⑦ 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
発災時	① 情報の収集及び伝達（被害の状況、警報等、ライフラインの状況、避難指示など） ② 出火防止、初期消火 ③ 救出・救護（救出活動・救護活動） ④ 避難（避難誘導、避難所の運営等） ⑤ 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）

(3) 地域防災活動拠点の整備

総務課は、災害時において、地域防災活動の拠点となる旧小学校等に防災資機材倉庫及び防火用貯水槽などの防災施設を設置し、自主防災組織による地域住民への情報収集・伝達、初期消火、救出救助活動等の拠点となる防災活動拠点の整備を進める。

(4) 地区防災計画の策定

地区防災計画は、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、地区居住者等が行う自発的な防災活動に関する計画のことである。

自主防災組織等は、地域の防災活動等を取りまとめた地区防災計画を作成し、防災会議に提案する。

総務課は、「地区防災計画ガイドライン」（平成26年3月、内閣府）等の資料を自主防災組織等に提供し、地区防災計画が作成できるよう支援するとともに、自主防災組織等から提案があった場合、防災会議で審議し地域防災計画に位置づける。

(5) 避難行動要支援者の支援体制の充実

総務課及び福祉課は、災害時において、高齢者、障がい者等の地域の要配慮者に対する情報の伝達や避難行動要支援者の避難支援が円滑に行われるよう国の作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組み指針」及び県の作成した「災害時要援護者避難支援の手引き」等に基づき長南町避難行動要支援者避難支援計画を作成し、自主防災組織等住民の連携による支援体制の充実を図る。

4. 事業所

(1) 防災・防火管理体制の強化

学校等多数の人が出入りする施設について、管理権原者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行うことになっている。

長生郡市広域市町村圏組合消防本部（以下「消防本部」という。）は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。同様に、消防法第36条の規定により一定規模の建築物について、防災管理者を選任し火災以外の地震及び毒性物質の発散その他の総務省令で定める原因により生ずる特殊な災害に対応した消防計画の作成、避難訓練を実施することを指導する。

また、雑居ビル等で管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防火管理者を協議して選任し、当該建築物全体の消防計画の作成、各種訓練の実施、廊下、階段等避難上必要な施設の管理を行うよう指導する。

(2) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設等の管理者は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応が図られないことが考えられる。このため、消防本部は、危険物施設等の管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

(3) 事業継続計画の作成

各事業所は、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う事業継続計画（BCP）を作成し、事業継続マネジメント（BCM）の取組をするように努める。総務課は、普及啓発と取り組みの促進を行う。

第2 防災訓練の充実

総務課は、消防本部と協議し、各防災機関相互及び地域ぐるみでの災害時の行動力向上、対応能力の向上、関係機関相互の連携力の向上のため、防災訓練を計画して実施する。訓練は、次の事項を重点課題とし、国、千葉県、防災関係機関等との協力のもとに具体的、総合的に実施する。

また、千葉県の行う九都県市合同防災訓練等の広域的な防災訓練にも協力し参加する。

■防災訓練の項目

1. 予知対応型訓練		
① 情報受理、伝達（地震予知情報発表）	② 広報訓練	③ 災害対策本部の設置
2. 発災対応型訓練		
① 情報収集訓練	② 避難訓練	
③ 避難所開設・運営訓練	④ 災害ボランティアセンター設置・運営訓練	
⑤ 救助・救出訓練	⑥ 応急救護訓練	
⑦ 炊き出し訓練	⑧ 初期消火訓練	
⑨ 応急給水訓練	⑩ 電話、電力、ガス、道路応急復旧訓練	
3. 災害疑似体験訓練		
① 救命講習	② 煙体験	③ 地震体験

第3 防災知識の普及

1. 住民等への防災知識の普及

災害による被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりが災害についての正しい知識を持ち、的確な行動がとれるようにすることが必要である。

このため、総務課及び消防本部は、防災知識の普及と啓発に努める。特に、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者への広報に十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだわかりやすい広報資料の作成に努める。

■防災広報手段と内容

媒体	対象	内容
広報紙 講演会 広報車 ビデオ・DVD 学級活動 パンフレット リーフレット テレビ ラジオ インターネット等	地域住民 行政区 自主防災組織 児童・生徒 町職員 ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画の概要 ・各防災機関の震災対策 ・地震に関する一般知識 ・出火の防止及び初期消火の心得 ・屋内外における地震発生時の心得 ・防災マップ、ハザードマップ（土砂災害・洪水等） ・避難路、指定緊急避難場所、指定避難所 ・避難方法、避難時の心得 ・食料、救急用品等非常持出品の準備 ・学校施設等の防災対策 ・建物の耐震対策、家具の固定 ・災害危険箇所 ・自主防災活動の実施 ・防災訓練の実施 ・発災した災害の情報及び長南町の対応 他

2. 教育における防災知識の普及

学校教育課は、児童・生徒の発達段階や学級の実態に即して、防災教育を計画的に進めるように指導する。

また、防災に対する実践的な訓練を行うように指導する。

第2節 地盤災害予防対策

項目	担当
第1 土砂災害の防止	総務課、建設環境課、消防本部、千葉県（長生土木事務所）
第2 液状化対策	建設環境課
第3 地盤沈下防止	千葉県（環境生活部）
第4 地籍調査の推進	建設環境課

第1 土砂災害の防止

1. 危険箇所の調査把握等

(1) 土砂災害危険箇所の調査把握

建設環境課及び総務課は、千葉県と協力して土砂災害警戒区域等及び土砂災害の危険性がある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、土砂災害警戒区域等の調査、把握に努める。

(2) 土砂災害危険箇所の公表

建設環境課及び総務課は、土砂災害危険箇所について、防災マップの作成、広報紙への掲載、パンフレットの配布、説明会の開催、現場への標識・標柱の設置等により周辺地域住民等に周知徹底を図り、あわせて一般住民への周知に努める。

(3) 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備等

千葉県は、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は、「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

建設環境課及び総務課は、主として以下の項目に留意して土砂災害に対する警戒避難体制を整備するものとし、千葉県は、これらについて長南町に対し、必要な支援を行なう。

① 土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を長南町地域防災計画等に定めるとともに、要配慮者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

また、これらの情報を網羅したハザードマップを作成し、配布する。

② 土砂災害警戒区域内において要配慮者施設が設置されている場合は、当該施設に対し、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難指示等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の避難行動要支援者に対する避難支援体制を確立する。

③ 土砂災害警戒区域の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定地域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努める。

(4) 土砂災害特別警戒区域への措置

千葉県は、土砂災害特別警戒区域について、居住を有する建築物の新築、増改築に際し建築確認申請があったとき、申請建築物が土砂災害に対して安全な構造であるか確認を行う。

また、宅地分譲や要配慮者関連施設の建築のための開発行為について審査を行う。特に、著しい損壊のおそれがある建築物の所有者に対しては、移転等の勧告を行う。

2. 急傾斜地崩壊対策

千葉県は、長南町（建設環境課）と協力して、次の対策を実施する。

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）第3条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行う。

■急傾斜地崩壊危険区域指定基準

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの

- ① 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- ② 急傾斜地の高さが5m以上のがけ
- ③ 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの

(2) 行為の制限

急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内の居住用建物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築に関する制限の徹底を図る。

(3) 防止工事の実施

急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次、法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

(4) 施設整備の向上

土砂災害（がけ崩れ）が発生するおそれのある箇所や急傾斜地崩壊危険箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜崩壊危険区域に指定し、①保全対象が多く地元要望の多い箇所、②要配慮者関連施設を含む箇所、③利用人家が50戸以上の避難所で近傍に避難所がない避難所を含む箇所について重点的に施設整備を実施する。

3. 土石流対策

千葉県は、土石流危険渓流について、砂防法第2条により土石流の発生を助長するような行為を制限するため、砂防指定を促進し、土石流が発生するおそれの高い箇所や保全対象が多い箇所から防止工事を実施する。

4. 山地災害対策

千葉県は、「山地災害危険地区調査要領」により、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区の調査を実施し、計画的に治山事業を実施する。

第2 液状化対策

長南町の低地は、液状化の危険性が高く、地盤の不同沈下、陥没による建物の転倒、傾斜、沈下のおそれがあるため、建築物、地下埋設物、土木構造物等について必要な防止対策を行う。

建設環境課は、液状化の危険性を周知するハザードマップ、パンフレットの配布等により液状化防止工法に関する普及・啓発に努める。

第3 地盤沈下防止

千葉県は、低地の地盤沈下を防止するため、天然ガスかん水汲み上げ対策として、地盤沈下防止協定締結及び細目協定に基づき、天然ガスかん水地上排水量の削減及び地下還元等の指導を行うとともに、沈下の大きい地域については、さらにかん水汲み上げの自主規制を指導する。

第4 地籍調査の推進

建設環境課は、災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧・復興に資するため、国土調査事業十箇年計画（22年度より第6次計画）に基づく千葉県の支援を受けて、地籍調査を推進する。

第3節 災害に強いまちづくり

項目	担当
第1 出火防止	総務課、消防本部
第2 初期消火	総務課、消防本部
第3 消防力の強化	総務課、消防本部
第4 建築物等の不燃化等	建設環境課、生涯学習課
第5 防災空間の整備拡大	産業振興課、建設環境課
第6 市街地の整備	建設環境課
第7 建築物等の耐震化	建設環境課、ガス課、総務課、広域水道部、東京電力パワーグリッド株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、千葉県（長生土木事務所）

第1 出火防止

1. 建築物等の出火防止

(1) 一般家庭に対する指導

総務課及び消防本部は、行政区、自主防災組織等各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方について指導を行い、「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震火災の心得の普及及び徹底を図る。

(2) 防火対象物の防火・防災管理体制の確立

消防本部は、防火管理者、防災管理者選任義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者、防災管理者の選任を期すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行えるよう指導を強化し、職場における防火・防災管理体制の確立を図る。

特に、宿泊施設等火災時の危険性の高い建築物に対しては、指導の強化を図る。

(3) 予防立入検査の強化指導

消防本部は、消防法第4条及び第4条の2の規定による立入検査を強化し、消防対象物の用途に応じた計画的な立入検査等を実施し、防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努める。

(4) 消防同意制度の活用

消防本部は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

(5) 住宅用防災機器の設置

総務課及び消防本部は、消防法第9条の2による住宅用防災機器等の設置義務化を受けて改正された長生郡市広域市町村圏組合火災予防条例に基づき、すべての住宅（寝室、台所、階段等）に住宅用防災警報器（住宅用火災警報器）又は住宅用防災報知設備（住宅用火災報知設備）を設置するように指導する。

さらに防災製品の活用を推進するとともに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、通電火災防止対策を推進する。

2. 危険物製造所等の保安監督

危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者は、危険物等による災害発生時の自衛消防体制と活動要領を制定する。

消防本部は、消防法の規制を受ける危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し、自衛消防体制の確立や保安要員の配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するように指導する。

また、消防法第16条の5の規定に基づく立入検査を実施し、必要な助言、指導を実施する。

長生郡市広域市町村圏組合火災予防条例の規定に基づく少量危険物・指定可燃物の貯蔵及び取扱の技術上の基準等についても同様に助言、指導を行う。

3. 化学薬品等の出火防止

消防本部は、出火等のおそれのある化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的に行い、保管の適正化の指導を行う。

4. 火災予防についての啓発

総務課及び消防本部は、春季・秋季火災予防運動期間において、火災予防思想の普及のため、次のような啓発活動を実施する。

- ① 火災予防運動を住民に周知させるため、火災予防運動期間中に防災行政無線等を活用した広報の実施
- ② 危険物製造所等、防火対象物等の立入検査
- ③ 商店街、学校、保育所、大型商業施設、高齢者福祉施設等の消火・避難訓練

第2 初期消火

総務課及び消防本部は、家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。

また、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに自主防災組織の育成を指導する。

第3 消防力の強化

1. 消防力の増強

総務課及び消防本部は、消防車両、装備、資機材を耐用年数に応じて更新するとともに、点検を行い必要に応じて修理・補充を行う。また、「消防力の整備指針」にあわせて資機材の充実、職員の適正な確保、配置に努める。

なお、緊急消防援助隊及び千葉県消防広域応援部隊については、長生郡市広域市町村圏組合消防本部派遣計画に基づき整備を図る。

2. 消防水利の整備

総務課及び消防本部は、地震時には水道施設の破損により消火栓が使用できないことがあるため、耐震性を有する防火水槽の整備を進めるとともに、自然水利についてもできるだけ活用が可能なように整備を行う。

3. 救急救助体制の整備

消防本部は、消防職員の専門知識、救急救助技術の向上及び救急救命士等の資格取得など隊員の

教育訓練を実施するとともに、救助・救急用資機材の整備に努める。

また、千葉県広域災害・救急医療情報システム等を基に、医療機関との協力体制を確立する。

住民に対しては、救命講習等を実施し、災害事故における被害の軽減に努める。

4. 消防団の強化

総務課及び消防本部は、消防団の強化・活性化を図るため、資機材等の整備拡充を図るとともに、老朽化した消防機庫の維持補修を行い、地域の防災機能の充実・強化を図る。

なお、消防団員確保のため次の点に留意する。

- ① 消防団に関する住民意識の高揚
- ② 処遇の改善
- ③ 消防団の施設・装備の改善
- ④ 女性消防団員の確保推進、能力活用等
- ⑤ 機能別消防団員・分団の採用の推進

5. 消防広域応援体制の充実

消防組織法第 39 条の規定により、千葉県広域消防相互応援協定が締結されていることから、総務課及び消防本部は、消防機関等との連携体制を強化するほか、受け入れ体制の整備に努める。

第4 建築物等の不燃化等

1. 建築物の防火規制

建設環境課は、建築基準法第 22 条による屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

2. 文化財の防火対策

生涯学習課は、指定建築物等の文化財について、屋内外消火栓等の設置を促進する。

第5 防災空間の整備拡大

農地・林地は、火災の延焼防止機能を有している。そのため、産業振興課は、各種優遇制度の活用や乱開発規制等により、良好な緑地空間として保全する。

第6 市街地の整備

建設環境課は、既存市街地の隣接区域における新市街地の開発や、新たな宅地開発等各種開発計画において、公園・広場といったオープンスペースの確保を図るよう指導し、安全なまちづくりを促進する。

第7 建築物等の耐震化

1. 耐震診断・改修の促進

建築物にかかわる防災対策は、建築物の所有者や管理者が自己の責任において自らの建築物の安全性を確保することが原則であることから、所有者等には、既存建築物の耐震機能の確保・向上のための耐震改修等を積極的に行うよう、指導を徹底していく必要がある。

建設環境課は、国の住宅・建築物耐震改修事業等の活用を図り、耐震改修技術の普及・建築技術者の養成、耐震相談窓口の開設・所有者向けの啓発事業等、耐震改修等促進のための施策を推進する。

また、地震災害から町民の生命及び財産を保護することを目的として策定された「長南町耐震改修促進計画」（令和3年3月改定）に基づき、長南町木造住宅耐震診断補助制度及び長南町木造住宅耐震改修補助制度等の建築物の耐震化を促進する補助事業を実施する。

さらに、病院、店舗等の不特定多数の方が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難に配慮を要する方が利用する建築物で大規模なもの並びに緊急輸送道路に面した一定の高さ以上の建築物、防災拠点となる建築物については、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく耐震診断の報告義務等を果たすよう啓発する。

なお、小中学校施設については、耐震補強の必要なものは、すでに補強改修を終えており、耐震診断の結果、大地震で倒壊・崩壊する危険性が低いと診断されている。

2. ブロック塀等の安全対策

総務課及び千葉県は、小学校、幼稚園等の通学路等に面したブロック塀等を対象に、点検パトロールを実施し、危険なものには指導改善を図る。

なお、千葉県は、関係団体等と連携して、「自動販売機据付基準」の周知等を行い自動販売機の転倒防止を推進し、長南町はこれに協力する。

3. 落下物防止対策

千葉県は、「千葉県落下物防止指導指針」（平成2年11月）に基づき、窓ガラス等の落下による歩行者等の被害を防止するため、専門知識の普及や啓発に努める。

4. 家具・大型家電の転倒防止

総務課は、家具・大型家電の転倒による被害を未然に防ぐため、長南町ホームページ、「広報ちよなん」及び住民対象の各種イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性の啓発に努める。

5. 安全対策の啓発

建設環境課は、地震による建築物の損壊やそれに起因した二次的な被害を未然に防止するため、千葉県・民間の建築関係団体との連携を図り、建築物の所有者や管理者向けの耐震相談窓口の開設、耐震相談会の開催、パンフレットの配布等により、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

6. ライフライン施設の耐震化

ライフライン事業者は、事業計画等に基づき施設の耐震性及び代替性の確保等の対策を推進する。

(1) 水道施設

長生郡市広域市町村圏組合水道部（以下「広域水道部」という。）は、水道施設の耐震化を図り、また、被災者に対する応急給水を可能とするため、応急給水施設及び応急給水資機材の整備を図る。

(2) 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、地震時における電力供給確保の観点から電気事業者が実施する電力施設の耐震性の確保及び代替電力の確保に協力して、これらの推進に努める。

(3) ガス施設

ガス課は、ガス生産設備、ガス供給設備などのガス施設そのものを強固なものとするとともに、供給系統の多重化・拠点の分散、臨時供給設備の整備、緊急遮断装置の設置を推進することにより、二次災害の発生の防止に努める。

(4) 通信施設

東日本電信電話株式会社等の通信事業者は、震災時の迅速かつ的確な情報の収集・伝達と混乱の発生を防止するうえで、通信機能の果たす役割は非常に大きいため、通信施設の耐震化を図るとともに、施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう二次的な通信施設の整備を図る。

7. 道路及び橋梁の耐震化

(1) 道路

建設環境課及び千葉県（長生土木事務所）は、緊急輸送道路指定路線をはじめ防災上重要な路線を重点的に、法面の安全対策、拡幅整備を推進するほか、必要な補修を計画的に実施する。

(2) 橋梁

建設環境課は「長南町橋梁長寿命化修繕計画」（令和3年12月策定）等に基づき、千葉県（長生土木事務所）は「千葉県橋梁長寿命化修繕計画」（令和2年3月）等に基づき、橋梁の耐震化を図るとともに、市街地や主要路線上の老朽橋及び耐荷力の不足している橋梁についても、架替・補修等の整備促進を図る。

第4節 救援救護体制の整備

項目	担当
第1 防災拠点の整備	総務課
第2 通信体制の整備	総務課
第3 備蓄体制の整備	総務課
第4 給水体制の整備	総務課、広域水道部
第5 応急医療体制の整備	健康保険課
第6 協定締結の推進	総務課
第7 緊急輸送の環境整備	総務課
第8 ボランティア活動の環境整備	総務課、福祉課、長南町社会福祉協議会

第1 防災拠点の整備

総務課は、地域における災害時活動拠点となるよう旧小学校等を活用した災害用備蓄倉庫、耐震性貯水槽等で構成される拠点の整備に努める。

また、緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊及び自衛隊の各部隊の支援を円滑に受け入れるために、進出拠点・応急対策活動拠点の候補地や広域物資拠点・応急医療輸送拠点の候補地選定に積極的に協力する。

第2 通信体制の整備

1. 災害通信網の整備

総務課は、既設の通信機器及び機材が常に活用できるように、定期的に点検整備を行い、耐用年数を考慮して機器の更新に努める。

2. 非常通信体制の強化

総務課は、災害時に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の整備充実に努める。

3. 他の通信手段の確保

(1) アマチュア無線の活用

総務課は、アマチュア無線局の活用について町内の団体等との連携に努める。

(2) その他通信網の整備

総務課は、インターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

第3 備蓄体制の整備

総務課は、千葉県の「災害時の緊急物資等にかかる備蓄・物流の基本指針」に基づき、発災から3日間を想定した自助・共助・公助による備蓄を推進する。

1. 自助・共助による備蓄

総務課は、自助・共助による備蓄の促進について家庭や事業所へ啓発・周知を図る。

(1) 家庭における備蓄

飲料水、食料等の避難生活に必要な物資の「最低3日分、推奨1週間」の備蓄に努める。特に、高齢者や乳幼児、障がい者等の要配慮者やアレルギーをもつ家族がいる場合は、紙おむつや医薬品、粉ミルク、哺乳びん等の物資、食物アレルギーに対応した食料品の確保等に努める。

(2) 事業所等における備蓄

事業所等は、帰宅できないことを考慮して、従業員や来客者等の3日以上飲料水や食料、生活必需品の備蓄に努める。

(3) 自主防災組織における備蓄

自主防災組織は、初期消火、救出・救護、炊き出し用機材などの資機材等の備蓄に努める。

2. 公助による備蓄

総務課は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完するために、発災後3日間に必要な食料、飲料水、資機材を備蓄し、備蓄目標の達成を図る。特に、備蓄物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置等を勘案した分散備蓄にも配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努めることで良好な避難生活の確保に活用する。また、常時点検・整備を実施する。

なお、町は町内6箇所（中央公民館、農村環境改善センター、旧4小学校）に防災備蓄倉庫を設置し、良好な避難生活確保のためのパーティション、段ボールベッド、ドーム型テント、発電機等を配備している。

また、千葉県は、市町村の備蓄を補完し、災害応急活動を円滑に実施するため、中央防災センターほか県下10箇所及び県内10市町村に分散して備蓄している。総務課は、千葉県防災情報システムの中の「物資管理情報システム」により備蓄情報を共有化し、千葉県の備蓄等の活用を図る。

■備蓄目標

○備蓄目標の考え方

- ・千葉県地震被害想定調査報告書から、東京湾北部地震による1日後避難者2,911人から、対象者を3,000人とする。
- ・これまでの災害の対策状況から発災後4日目には救援物資が到着することを考慮し、3日分（非常時のため1日2食とし6食）を備蓄で補うものとする。
- ・自助・共助・公助の観点から、そのうち1/3を公的備蓄とする。

○備蓄目標量

- ・食料：3,000人×6食×1/3=6,000食
- ・簡易トイレ：3,000人÷60人/基=50基

第4 給水体制の整備

1. 給水資機材の整備

総務課は、広域水道部が実施する被災者への円滑な給水活動が行えるよう、給水資機材の整備・充実に努める。

2. 貯水槽、災害用井戸の整備

総務課は、給水施設等が破損し、応急復旧対策が完了するまでの間、被災者に飲料水を供給するために、飲料水兼用耐震性貯水槽及び災害用井戸を整備する。

第5 応急医療体制の整備

1. 応急医療体制の整備

健康保険課は、茂原市長生郡医師会、医療機関、長生郡市町村と協力して、多数の傷病者が発生した場合の広域医療救護所の設置、職員の派遣体制を確保する。

2. 後方医療体制の整備

健康保険課は、救急車及びヘリコプター等を利用した搬送体制の確保について関係機関と協議を行う。

3. 医薬品等の確保体制の整備

健康保険課は、広域医療救護所に必要となる医薬品・医療用資機材の備蓄を図る。

4. 非常電源の整備促進

健康保険課は、大規模停電時における医療機能の確保のため、町内の医療機関の非常用電源の整備、強化を促進する。

第6 協定締結の推進

総務課は、現在協定を締結している関係団体を含め、災害時に協力を要請する各種団体等と災害時の協力について協議し、協定の見直し・締結を図り活用する。

第7 緊急輸送の環境整備

総務課は、道路・橋梁等の被災により、車両による輸送が不可能になった場合に備えて、ヘリコプターの離発着が可能な場所の選定を行い、必要な整備を進める。

第8 ボランティア活動の環境整備

1. 受け入れ体制等の整備

福祉課は、災害時のボランティアの受け入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるよう長南町社会福祉協議会等の関係団体と協議して必要な環境整備を行う。

迅速なボランティアの受け入れ、活動の調整が機能するよう事前に町内ボランティア組織などへ協力を要請する。

2. ボランティア意識の啓発

総務課は、福祉課及び長南町社会福祉協議会と連携して、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、ボランティア意識の啓発を図る。

また、「防災の日」及び「防災週間」を中心に実施する防災訓練等に住民とボランティア団体等の参加を求めることにより、ボランティア活動に対する啓発と連携を強化する。

3. ボランティアリーダーの養成

総務課及び福祉課は、長南町社会福祉協議会と連携し、千葉県、日本赤十字社千葉県支部等が開催する研修会や講習会への参加を促し、ボランティアリーダーやコーディネーターの養成を進める。

第5節 安全避難の環境整備

項目	担当
第1 避難場所等の指定	総務課
第2 避難所の整備	総務課、生涯学習課
第3 避難路の整備	総務課、建設環境課
第4 避難場所等の周知	総務課
第5 帰宅困難者・滞留者対策	総務課

第1 避難場所等の指定

総務課は、災害対策基本法に基づき、災害の種類ごとに指定緊急避難場所及び指定避難所を施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定する。指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示し、住民に周知徹底を図る。指定避難所等が指定管理施設の場合は、町と指定管理者により、事前に避難所運営に関する役割分担、町との連絡体制、施設・設備・事務機器・備品等の使用範囲及びルール、備蓄品の保管、費用負担等を定める。

また、高齢者、障がい者等、避難生活時に配慮を要する者を収容するために福祉避難所を指定する。

なお、災害の想定等により、町外への避難が必要となる地区については、近隣市町村の協力を得る。

■避難場所等の役割

指定緊急避難場所	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所 ○旧小学校・中学校（グラウンド）及び陸上競技場を指定
指定避難所	○災害により住宅が被災した住民等を一時的に滞在させる施設 ○旧小学校・中学校（体育館）及び中央公民館を指定
福祉避難所	○既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障がい者など要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所 ○農村環境改善センター等の施設を指定

第2 避難所の整備

1. 避難施設の整備

総務課、生涯学習課及び避難所に指定された施設管理者は、避難所に指定した建物については、「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県 平成29年7月）の記載内容及び次の点に留意し、設備の整備に努める。

- ① 避難所の開設が予定される施設の耐震性（天井等の非構造部材を含む。）、耐火性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置する。
- ② 避難所に指定した建物については、必要に応じ換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備（必要な電源や燃料、公衆無線LAN等を含む。）、要配慮者用の福祉避難室の確保に努める。
- ③ 貯水槽、井戸、通信機器等施設・設備の整備に努める。
- ④ 避難生活の長期化、高齢者、障がい者等の要配慮者に対応するため、要配慮者に特別の配慮をするための避難施設（以下「福祉避難所」という。）の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ

レ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。

- ⑤ 被災者のプライバシー及び安全を確保するための避難所用間仕切り・マットの配備等を実施するとともに、女性への配慮及びペット対策についても適切に対応する。
- ⑥ 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む。）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの非常用燃料の確保等に努める。
- ⑦ 指定避難所に指定されている施設が企業により活用している場合には、活用企業との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所で感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から総務課、健康保険課が長生保健所と連携して取組を進めるとともに、必要な場合は、ホテル等宿泊療養施設や病院等への移送も視野に入れ、事前に協議しておくよう努める。

なお、学校の避難所については、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努めるものとする。

2. 避難所運営体制の整備

避難所は、平日・休日の別、昼夜間を問わず、施設が利用可能であることが重要である。総務課及び生涯学習課は、門、建物の鍵等の管理体制を検討する。

また、「災害時における避難所運営の手引き」を参考とし、施設管理者と協議のうえ、避難所ごとの運営マニュアルの策定について検討する。

3. 避難確保対策

総務課、健康保険課は、長生保健所と連携し、避難時における感染防止行動の普及、避難先の確保等を行う。

(1) 適切な避難行動の周知

避難指示等の発令の際の適切な避難行動を住民に周知しておく。

- ① 防災マップ、ハザードマップによる避難の要否（避難が必要な区域等）の確認
- ② 避難時の持出品（マスク、体温計等）の準備
- ③ 避難所以外の避難先（親戚、知人宅等）の確保等

(2) 自宅療養者等の避難確保

保健所が把握する自宅療養者や濃厚接触者について、避難先等を確保しておく。

(3) 避難所の備え

避難所での感染防止に必要な装備や備品（非接触型体温計、消毒液、パーティション、段ボールベッド等）を確保しておく。また、避難所の不足や過密防止等のため、宿泊施設の活用を検討しておく。

第3 避難路の整備

建設環境課は、災害時において住民が避難場所へ安全に避難できるよう道路網の整備に努めるとともに、安全性の点検及び沿道の落下物等の対策など安全対策の促進に努める。

第4 避難場所等の周知

総務課は、災害時に的確に避難ができるよう次の方法で避難場所等の周知を行う。

- ① 長南町ホームページ、長南町公式LINE、防災マップ「広報ちょうなん」に掲載する。
- ② 防災訓練や自主防災組織の訓練等において、周知を図る。
- ③ 避難場所等及び付近に名称、方向等を示した誘導標識や海拔表示板等を設置する。

第5 帰宅困難者・滞留者対策

1. 帰宅困難者・滞留者対策の推進

総務課は、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会を中心に関係機関と連携・協力して、個人で準備・行動できることの普及・啓発を図るとともに、千葉県等関係機関との連携・協力体制の構築を図り、対策を検討・実施する。

2. 帰宅困難者・滞留者対策の普及啓発

総務課は、「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県）を活用し、「首都直下地震対策大綱」（中央防災会議 平成22年1月修正）における「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底、九都県市首脳会議における情報提供、徒歩帰宅支援及び千葉県並びに長南町の対応検討の結果について、リーフレットやホームページ等で普及啓発を行う。

第6節 要配慮者対策

項目	担当
第1 在宅要配慮者への対応	総務課、福祉課、消防本部、公立長生病院、長南町社会福祉協議会
第2 福祉施設における防災対策	施設管理者
第3 外国人に対する対策	総務課、企画政策課

第1 在宅要配慮者への対応

総務課及び福祉課は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組み指針」、県の「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者避難の支援の手引き」及び今後作成する「長南町避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、消防本部、長南町社会福祉協議会等関係機関・団体、事業者と連携し、在宅要配慮者対策を行う。

1. 避難行動要支援者名簿の作成等

(1) 避難支援等の関係者の範囲

避難支援等の関係者は、民生委員、近隣住民、区長、ボランティア等とする。

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、次のいずれかに該当し災害発生時において避難情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難な者とする。

- ① 身体障がい者のうち障害者手帳を有する者で、障がいの程度が1級及び2級の者
- ② 知的障がい者のうち療育手帳を有する者で、障がいの程度が㉠、㉠の1、㉠の2、Aの1及びAの2の者
- ③ 精神障がい者のうち精神障害者保健福祉手帳を有する者で、障がいの程度が1級及び2級の者
- ④ 要介護認定者で要介護3以上の者
- ⑤ 一人暮らしの高齢者
- ⑥ 高齢者のみの世帯の者
- ⑦ 乳幼児及び妊産婦
- ⑧ その他町長が必要と認める者

(3) 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

名簿には、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他連絡先、避難支援等を必要とする事由を記載する。個人情報は、福祉事業等の台帳に登録されている者の情報を活用する。名簿は随時、更新する。

避難行動要支援者の範囲にあり災害時の避難支援を希望する者は、災害時登録申請書を提出するものとし、その作成及び提出は、当該する地区の民生委員に依頼して行い、名簿を作成する。

なお、在宅の状態にない避難行動要支援者に関しても可能な限り把握する。

(4) 名簿の提供、更新、情報の管理

避難行動要支援者の名簿は、個人情報保護の観点からデータ流出の防止をし、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努め、本人又はその家族から同意を得て随時更新を行う。

名簿の提供は、民生委員、近隣住民、区長、ボランティア等とする。

- (5) 避難行動要支援者が円滑に避難するための情報伝達の配慮
情報伝達は、防災行政無線、長南町公式 LINE、Yahoo!防災速報、広報車等様々な手段を確保する。
- (6) 避難支援等関係者の安全措置
避難支援者の安全を確保するため、関係者等が話し合っただけで支援ルールを定め、支援できない可能性もあること等を避難行動要支援者に理解してもらうように努める。

2. 個別避難計画の作成

避難行動要支援者ごとの避難支援者として、民生委員、近隣住民、区長、ボランティア等のうち、同意を得た3名を指定して避難支援の個別避難計画を作成する。

この個別避難計画は、避難行動要支援者及び避難支援等実施者（当該個別避難計画に氏名等が記載された避難支援等の実施者）が同意した場合は災害対策基本法に基づいて避難支援等関係者に対して個別避難計画情報を必要な限度で提供するとともに、情報漏えい防止など必要な措置を講じる。

また、災害が切迫し避難支援に必要な場合は、避難行動要支援者名簿と同様に個別避難計画情報を必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

なお、福祉関係部局を中心に「避難行動要支援者支援班」を設け避難行動要支援者の避難支援を行う体制とし、支援体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れる等、支援体制の中に女性を位置づけるものとする。

3. 防災設備等の整備

一人暮らしや、寝たきり高齢者・障がい者等の安全を確保するための緊急通報システム及び聴覚障がい者等への災害情報の伝達を確実にを行うための文字放送受信装置、電光掲示板等の普及促進に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を努めるものとする。

4. 避難施設等の整備

要配慮者に特別な配慮をするための福祉避難所の整備に努め、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府）」、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（内閣府）」、「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県）に基づき、要配慮者が避難生活を送るために必要となる資機材等の避難施設等への配備、避難場所への手話通訳及び介護ボランティア等の派遣ができるよう長南町社会福祉協議会等との連携など要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

- ① トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障がい者・高齢者用備品
- ② 児童遊具、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備 等

5. 防災知識の普及、防災訓練の実施

要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布する等、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

6. 在宅難病患者等の準備

電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

7. 避難計画の作成

避難行動要支援者の避難誘導について、避難確認、避難後の対応、被災した避難行動要支援者等の生活の確保を考慮した避難計画を作成する。

第2 福祉施設における防災対策

1. 施設の安全対策

施設管理者は、施設の災害に対する安全性の向上に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧等に必要な非常用の自家発電機等の防災設備の整備に努める。

2. 組織体制の整備

施設管理者は、消防署の指導などを受け、防火管理者等を中心として防災組織を整え、職員の任務分担、動員網、緊急連絡体制等を明確にしておく。

また、日頃から当該施設近隣住民及び事業所、行政区、自主防災組織等とのつながりを深め、入通所者の実態等に応じた支援・協力が得られるよう体制づくりを行う。

3. 施設の防災計画の作成

施設管理者は、災害時における業務の内容と従事職員の役割分担を整備し、施設の保全対策や入通所者の避難対策等を明確にした施設の防災計画を作成するものとする。

4. 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、職員や入通所者に対し、地震に関する知識や災害時にとるべき行動について、理解や関心を高めるための実践的な防災教育と防災訓練を定期的に行う。

5. 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施

水防法、土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、浸水想定区域又は土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設本計画（資料編）に名称、所在地等を記載された施設の管理者等は、町（総務課）に対して避難確保計画を提出するとともに、避難訓練の実施状況を適宜報告する。

第3 外国人に対する対策

企画政策課は、「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県）を活用し、言語、生活習慣、防災意識が異なり、日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」と位置づけ、多言語による広報の充実を図るとともに、通訳派遣等に関するボランティア団体との連携などを行う。

また、総務課は、企画政策課等と連携し避難場所等の標識の多言語化に努め、外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施に努める。

第7節 調査研究計画

項 目	担 当
第1 防災計画にかかわる情報交換	総務課
第2 防災に関する図書・資料等の 収集・整理	総務課
第3 専門的調査・研究の実施	総務課

第1 防災計画にかかわる情報交換

総務課は、国、都道府県、区市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体における防災計画にかかわる情報については、連絡を密にして、それらとの情報交換を行なう。

第2 防災に関する図書・資料等の収集・整理

総務課は、防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理を行なう。

第3 専門的調査・研究の実施

総務課は、社会状況の変化、国の防災方針や地震予測に関する研究の進展に応じて、専門的調査・研究を実施するよう努める。

第 3 章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

項目	担当
第1 災害対策本部	各班
第2 職員の動員・配備	各班

第1 災害対策本部

1. 災害対策本部の設置及び廃止

町長は、応急対策を実施するため、次の基準により災害対策本部を設置する。

なお、災害の危険がなくなったとき、又は、災害発生後における措置が概ね終了したときは、災害対策本部を廃止する。

■災害対策本部設置基準

- | |
|---|
| ① 町域に震度5強以上の地震が発生したとき（自動設置） |
| ② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）にかかる地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき（自動設置） |
| ③ その他、被害が発生した場合で町長が必要と認めたとき |

2. 関係機関への通知

災害対策本部を設置又は廃止した場合、総務課は、直ちに、電話その他適当な方法により下記に通知する。

なお、その場合は、本部に関係機関連絡室を設置し、必要に応じ各機関に対し本部連絡員の派遣を要請する。

■関係機関への通知先

- | | | |
|-------------|----------|--------|
| ① 防災会議委員 | ② 隣接市町の長 | ③ 警察署長 |
| ④ その他防災関係機関 | ⑤ 千葉県知事 | ⑥ 報道機関 |

3. 本部設置時の措置

総務課は、災害対策本部を設置するときは、次の措置を行う。

- ① 庁内放送、電話等により、町職員に周知し徹底を図る。
- ② 役場庁舎分館2階第1会議室に本部を設置する。
- ③ 本部に必要な機器、書類・文具等の物品を用意する。

4. 組織

災害対策本部の組織及び組織の運営は、長南町災害対策本部条例及び本計画の定めるところによる。

なお、組織の概要を以下に示す。

- ① 町長を災害対策本部長（以下「本部長」という。）とする。
- ② 副町長及び教育長を災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）とする。
- ③ 本部に本部会議を置く。本部会議の構成員は、次のとおりとする。
 - 本部長
 - 副本部長
 - 本部長員（町役場各課の課長、議会事務局長、消防団第9支団長、西消防署長）

○本部付（本部長が指名する者）

④ 本部会議に応急対策を実施するうえで必要と認められる時は、専門会議を置く。

⑤ 本部に班及び本部室事務局をおく。

なお、本部室事務局の構成員は、次のとおりとする。

○総務班

○各班連絡員

⑥ 各班に連絡員を置く。

5. 指揮

災害対策本部の設置及び指揮は、本部長（町長）の権限により行われるが、本部長（町長）の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとする。

■災害対策本部の指揮権限の委任

第1位 副町長	第2位 教育長	第3位 総務課長
---------	---------	----------

（注）上記の役職者が空職の場合は、次の順位の役職者に委任する。

6. 現地災害対策本部の設置

本部長（町長）は、応急対策を実施するうえで必要と認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

(1) 組織編成

① 現地災害対策本部長は、副本部長、本部員及びその他の職員のうちから本部長が指名するものをもって充てる。

② 現地本部員は、現地本部長と協議の上、指名するものをもって充てる。

(2) 所掌事務

① 本部長の指示による応急対策の実施

② 被害状況、復旧状況の情報伝達

③ 関係機関との連絡調整

④ 各種相談業務の実施

⑤ その他緊急を要する応急対策の実施

(3) 設置場所

現地本部の設置場所は、災害現地又は公共施設とする。

7. 県との連携との連携

本大規模災害により県に被災状況を報告できないため、県から情報収集等を行う職員が派遣された場合は本部室事務局（総務班）に受入れ、県との連絡調整を行う。

また、県災害対策本部会議に町職員の出席を求められた場合、本部長（町長）は副本部長その他の本部員等の中から適切な職員を指名し、県に派遣する。

第2 職員の動員・配備

1. 配備基準

配備基準は、次のとおりとする。

■配備基準

体制	基準	配備内容	配備職員
本部設置前	注意配備	① 町域で震度 4 (気象庁発表) の地震を記録したとき (自動配備) ② 南海トラフ地震臨時情報 (調査中) が発表されたとき (自動配備) ③ その他状況により総務課長が必要と認めたとき	災害関係課等の職員で情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制 総務課 建設環境課 産業振興課
	警戒配備	① 町域で震度 5 弱 (気象庁発表) の地震を記録したとき (自動配備) ② 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) が発表されたとき (自動配備) ③ その他状況により総務課長が必要と認めたとき	注意配備体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制 全課
本部設置後	第 1 非常配備	① 町域で震度 5 強 (気象庁発表) の地震を記録したとき (自動配備) ② 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) が発表されたとき (自動配備) ③ 町内に被害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき	情報、水防、輸送、医療救護等の応急対策時活動円滑に行える体制 全職員
	第 2 非常配備	① 町域で震度 6 弱以上 (気象庁発表) の地震を記録したとき (自動配備) ② 町内に大規模な被害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき	町の組織及び機能のすべてを挙げて対処する体制 全職員

※ 勤務時間外において、上記のいずれかの配備体制が執られている場合、配備職員以外は、いつでも参集が可能なよう自宅待機とする。

2. 動員の伝達

(1) 配備の決定

自動配備以外の場合は、総務課長から町長へ情報を伝達し、町長が配備を判断する。

(2) 動員の方法

自動配備に該当する場合は、原則として動員連絡は行わない。職員は、災害等の状況により、自ら所定の部署に参集する。本部長 (町長) の配備決定による場合、総務課は、次のように配備指令を伝達する。

① 勤務時間内

庁内放送及び電話連絡により動員を連絡する。

② 勤務時間外

あらかじめ定めた「職員緊急連絡網」を通じて電話や職員用防災メールにより連絡を行う。

3. 動員報告

各課は、所定の様式で動員記録を作成し、本部に報告し、総務課は、これを整理する。

4. 災害対策本部職員の服務

災害対策本部職員は、次の事項を遵守する。

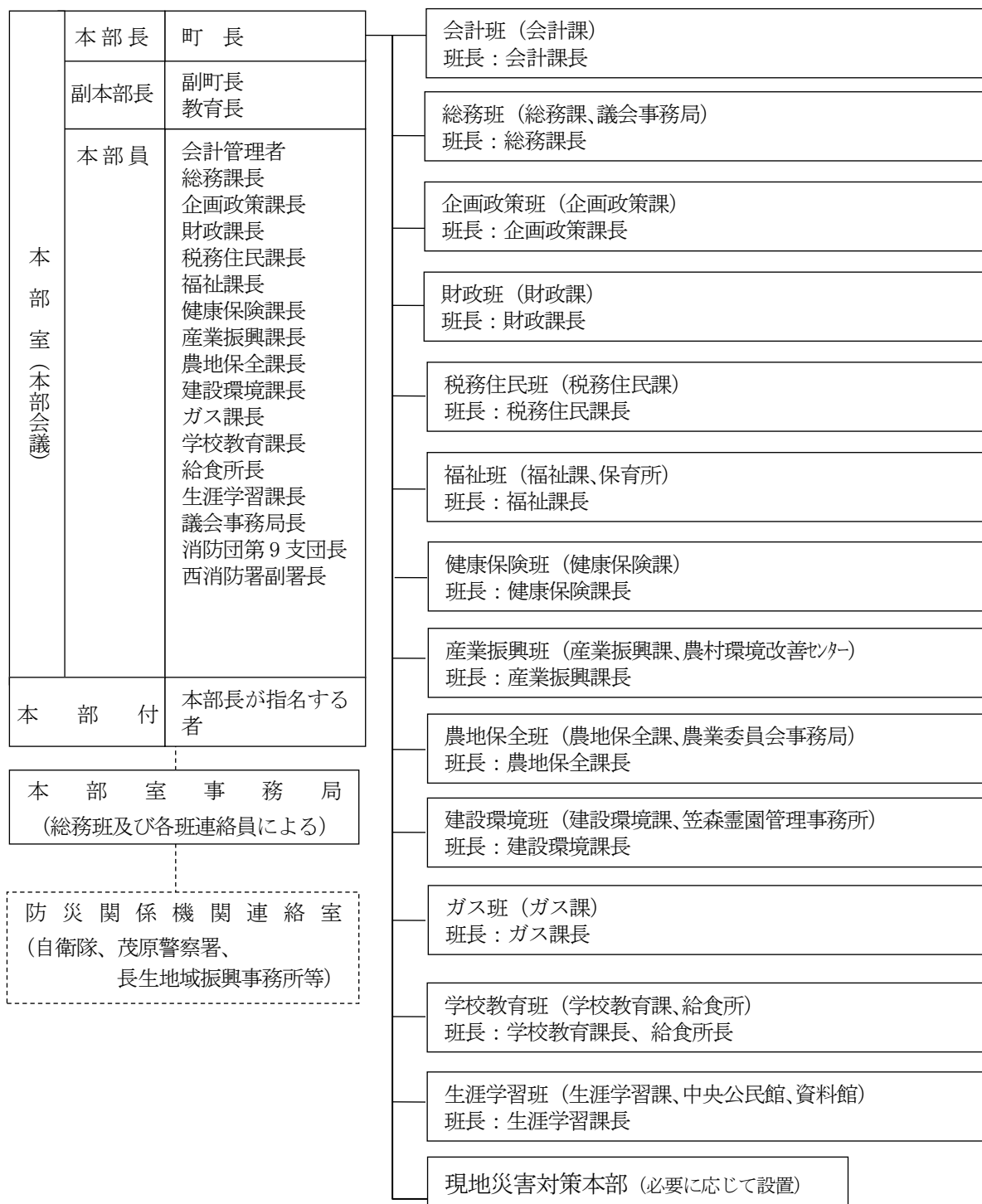
- ① 配備についてない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。また、自らの水、食料を用意し緊急配備に備える。
- ② 不急の行事、会議、出張等中止する。
- ③ 正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで退庁せず待機する。
- ④ 勤務場所を離れる場合には、所属の長と連絡をとり、常に所在を明らかにする。

- ⑤ 自らの言動で住民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意をする。
- ⑥ 災害現場に出動した場合は、防災服・腕章・ヘルメットを着用する。ただし、緊急の場合は職員の名刺証明書をもって代えることができる。

5. 対応長期化に備えた体制

災害対応の長期化に備えて、災害対応従事者の健康を確保するため、ローテーション管理や物資・資機材の確保に努める。

■長南町災害対策本部組織図



災害対策本部の組織・事務分掌

班名	構成する課等	事務分掌
会計班	会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害経費の出納に関する事 2 税務住民班の応援に関する事
総務班	総務課 議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置・廃止及び本部の運営に関する事 2 情報の収集・千葉県等への報告に関する事 3 避難情報の発令に関する事 4 防災行政無線による広報に関する事 5 自衛隊の災害派遣要請及び連絡調整に関する事 6 消防団、防災関係機関、団体等への応援要請及び連絡調整に関する事 7 職員の動員及び安否確認に関する事 8 職員の公務災害に関する事 9 職員の食料、その他の給与に関する事 10 本部長及び副本部長の秘書に関する事 11 災害視察及び見舞者の接遇に関する事 12 被災者台帳の統括に関する事 13 安否情報の確認に関する事 14 水防活動の統括に関する事 15 食料、物資の供給に関する事 16 救援物資の受け入れに関する事 17 応援派遣者への対応に関する事 18 その他、他の班に属さない事
企画政策班	企画政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集・整理及び災害広報に関する事 2 企業の被害調査の取りまとめに関する事 3 応援給水（広域組合等）への対応に関する事 4 帰宅困難者（町内残留者）の把握に関する事 5 復興計画に関する事
財政班	財政課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係予算及び資金に関する事 2 庁舎の点検、ライフラインの確保及び復旧に関する事 3 車両、燃料の確保、緊急通行車両に関する事
税務住民班	税務住民課	<ol style="list-style-type: none"> 1 家屋の被害調査に関する事 2 罹災証明書の発行に関する事 3 被災証明書の発行に関する事 4 税の減免に関する事 5 災害相談窓口の設置運営に関する事 6 遺体の埋火葬の受付に関する事 7 被災者台帳の基礎情報に関する事
福祉班	福祉課 保育所	<ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者の把握、避難支援に関する事 2 福祉避難所の設置、運営に関する事 3 災害弔慰金、見舞金等に関する事 4 社会福祉施設の災害調査及び復旧に関する事 5 救助物資等の調達に関する事（日赤関係） 6 園児の安全確保、応急保育に関する事 7 保育施設の災害調査及び復旧に関する事 8 社会福祉協議会との連絡調整及び協力に関する事 9 被災者台帳の援護情報に関する事

震災編 第3章 災害応急対策計画

班名	構成する課等	事務分掌
健康保険班	健康保険課	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域医療救護所に関すること 2 医療機関との連絡調整に関すること 3 人的被害の調査に関すること 4 防疫、被災者の健康管理に関すること 5 遺体の処理・安置に関すること
産業振興班	産業振興課 農村環境改善センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光施設の被害調査及び復旧に関すること 2 商工関係の被害調査及び復旧に関すること 3 林地治山施設の被害調査及び応急対策に関すること 4 被害家畜の処理、飼料対策及び応急対策に関すること 5 農作物の被害調査及び応急対策に関すること 6 農業集落排水施設の被害調査及び復旧に関すること
農地保全班	農地保全課 農業委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地、農業用施設の被害調査及び復旧に関すること 2 有害鳥獣対策施設の被害調査及び復旧に関すること
建設環境班	建設環境課 笠森霊園管理事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 霊園施設の被害調査及び復旧に関すること 2 遺体の安置・埋葬に関すること 3 災害廃棄物の収集、処理に関すること 4 仮設トイレの設置、し尿の収集、処理に関すること 5 ペット等の動物対策に関すること 6 環境汚染等の監視、応急対策に関すること 7 被災建築物の応急危険度判定に関すること 8 被災宅地の危険度判定に関すること 9 仮設住宅に関すること 10 公共土木施設の被害調査及び復旧に関すること 11 障害物の除去に関すること 12 交通規制、緊急輸送路、放置車両の移動等に関すること 13 道路、橋梁、河川、下水道、公園等の被害調査及び復旧に関すること 14 町営住宅に関すること
ガス班	ガス課	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の被害調査及び復旧に関すること
学校教育班	学校教育課 給食所	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童・生徒等の安全確保に関すること 2 応急教育に関すること 3 教材、学用品に関すること 4 教育施設の被害調査及び復旧に関すること 5 給食施設の被害調査及び復旧に関すること
生涯学習班	生涯学習課 中央公民館 資料館 海洋センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設利用者等の安全確保に関すること 2 社会教育施設の被害調査及び復旧に関すること 3 避難所等の開設及び運営支援に関すること 4 ヘリコプター離発着場の開設、運営支援に関すること 5 文化財の保護に関すること 6 災害活動に協力する団体との連絡調整に関すること
各班共通		<ol style="list-style-type: none"> 1 班の活動状況のとりまとめ、本部室への報告に関すること 2 他班の応援に関すること 3 避難所の運営支援に関すること 4 応援給水（広域組合等）への協力に関すること

第2節 情報の収集・伝達

項目	担当
第1 通信連絡体制	総務班、企画政策班、防災関係機関
第2 地震情報の収集	総務班、消防本部、銚子地方気象台
第3 災害情報の収集	総務班、企画政策班、各班
第4 報告	総務班、消防本部

第1 通信連絡体制

通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、電話が途絶した場合の非常通信体制を確保する。

1. 情報連絡体制

(1) 連絡員の派遣

各班長は、本部会議と本部内各班との連絡調整を強化するため、連絡員を定め、本部室事務局に待機させ、各班との連絡にあたらせる。

防災関係機関は、長南町災害対策本部との連絡のため、必要に応じ連絡員を本部室事務局に派遣する。

本部連絡員は、連絡用無線機器を携行し、所属の機関との連絡にあたる。

2. 通信手段の確保

災害発生時に使用する通信手段は、次のとおりである。

(1) 電話

① 災害時優先電話

あらかじめ、災害時優先電話として登録されている電話により連絡を行う。

② 衛星電話

町役場本庁舎に配置した衛星電話により、有線電話や携帯電話が不通となった場合の連絡を行う。

(2) 長南町防災行政無線等

長南町防災行政無線（固定局）を用いて住民、公共施設の職員への指示、通知、伝達、その他必要な連絡等の通信を行う。また、職員については、MCA無線を活用し、本部との連絡を行う。

また、災害現場に出動している各職員等との連絡を行う。

なお、防災行政無線のデジタル方式移行に伴い、設備の維持管理、戸別受信機の交換などを推進する。

(3) アプリケーション等（長南町公式LINE、Yahoo!防災速報）

企業と連携し、住民がインストールしたアプリケーション等を活用し、情報を送信する。

(4) 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）

千葉県が設置している千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システムにより千葉県災害対策本部、関係機関との通信及び総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。

(5) Lアラート（災害情報共有システム）

千葉県が運用するLアラートを通じて、町が発信した避難指示等の情報をテレビやインターネ

ットで住民が確認する。

(6) 通信施設の使用不能の場合における他の通信施設の利用

通常の通信施設・通信手段をもって連絡することが不能の場合、又は特に緊急を要する事態が生じた時で、他の通信施設を利用した方が速やかに連絡できると認めた場合は、下記に掲げる機関の専用電話、若しくは無線等の通信施設を使用する。

- ① 関東地方非常通信協議会の構成機関の通信施設
- ② 上記以外の機関又は個人の無線通信施設

(7) 災害時における放送及び緊急警報放送の要請

災害対策基本法第 57 条の規定により災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送の要請を行う。

なお、知事、町長が行う避難指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求めるものとする。

(8) その他

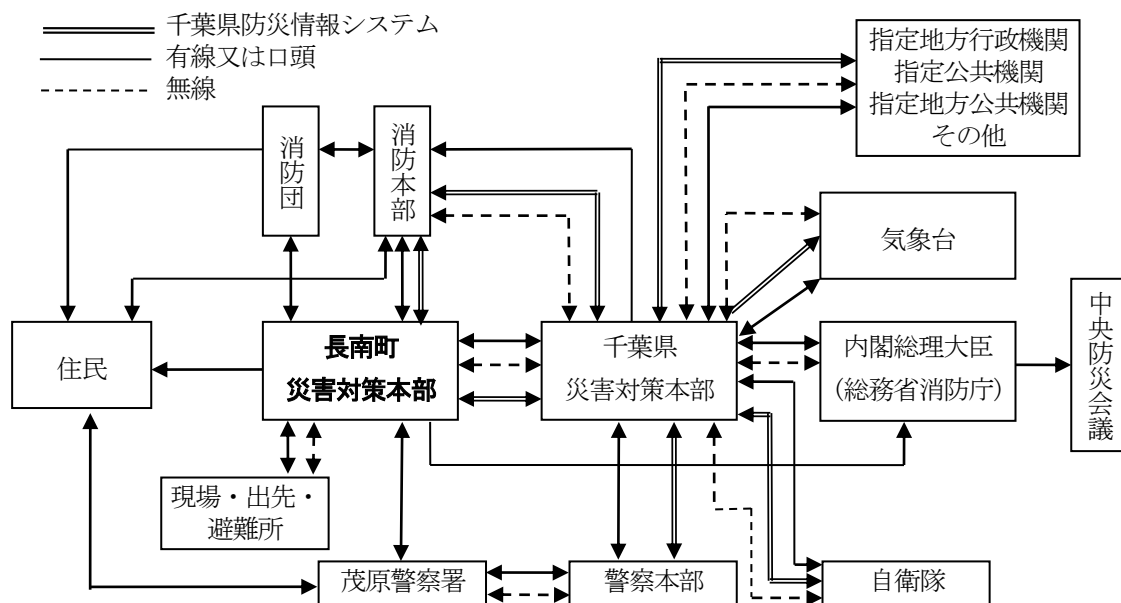
① アマチュア無線の活用

情報収集の手段の一つとして、町内のアマチュア無線ボランティア等の協力を得る。

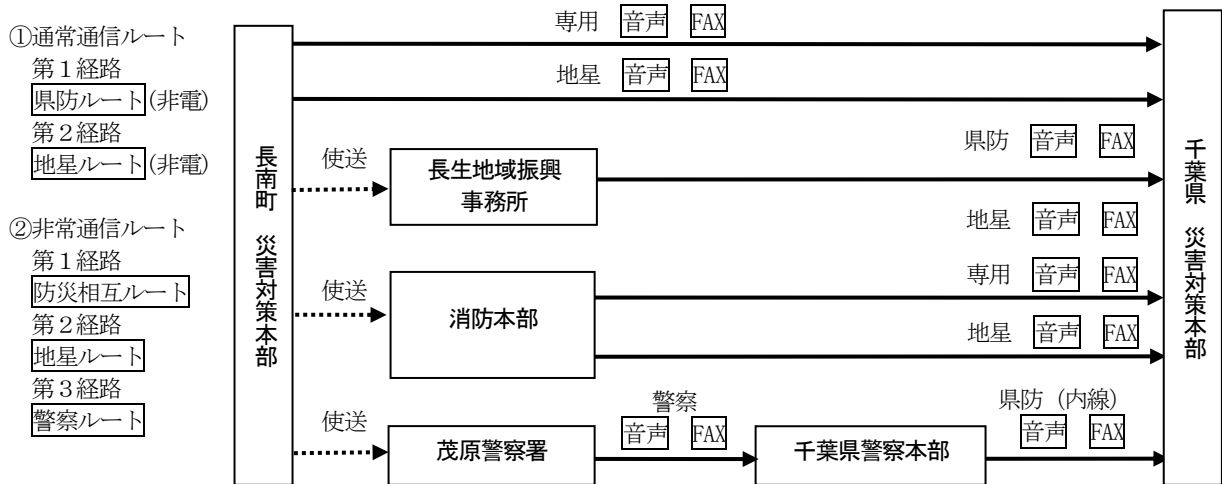
② 業務用無線の活用

タクシー会社等が管理する業務用無線について、災害時における情報収集の協力を求める。

■災害通信系統図



■非常通信ルート



第2 地震情報の収集

1. 地震情報

総務班は、電話及び千葉県防災情報システム等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する地震情報を速やかに収集する。通信回線の障害・不通時は、地震に関する情報をテレビ・ラジオから入手する。

なお、消防庁は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により市町村に緊急地震速報、津波警報等を伝達している。

■地震情報の種類

種類	内容
緊急地震速報	地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報である。
震度速報	地震発生から約1分半後、震度3以上の全国188に区分した地域名と地震の揺れの検知時刻を発表。長南町は、「千葉県北東部」である。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表する。
遠地地震に関する情報	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表する。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表する。
その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表する。

2. 土砂災害警戒情報における地震発生後の暫定基準

地震の発生後は、地盤条件等が変化し、通常時よりも少ない降雨で土砂災害が発生しやすくなる。そのため、千葉県は、地震発生後の土砂災害警戒情報の発表・解除に関する暫定的な運用基準を銚子地方気象台と協議した上で設定し、土砂災害警戒情報を発表する。

総務班は、これについて、的確に活用するものとする。

第3 災害情報の収集

1. 災害情報の収集

企画政策班は、住民からの通報、職員、消防団、並びに消防署・警察署等からの被害情報を収集し、集約を行う。

2. 異常事象発見時における措置

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を町長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報する。

通報を受けた町長は、直ちに下記の機関に通報する。

- ① 銚子地方気象台
- ② その災害に関係のある近隣市町村
- ③ 最寄りの千葉県出先機関及び警察署

第4 報告

1. 災害発生の報告

総務班は、震度5弱以上を記録した場合、災害の状況及びこれらに対しとられた措置の概要を千葉県（危機管理課）に報告する。震度5強以上を記録した地震にあつては「火災・災害等即報要領」により被害の有無を問わず、第1報等について千葉県と併せて総務省消防庁に報告する。

総務班及び消防本部は、同時多発の火災等により消防機関への通報が殺到したときはその旨を、また、震度6弱以上の地震の場合は119番件数についてもその概数を、総務省消防庁及び千葉県に報告する。

2. 千葉県への被害報告

(1) 報告先・手段

総務班は、町域に災害が発生し、又は発生が予想されるときは、千葉県防災情報システム及び電話・ファクシミリ又は千葉県防災行政無線により千葉県災害対策本部事務局（危機管理課）に報告する。

ただし、千葉県に報告できない場合にあつては、総務省消防庁に報告するものとし、事後速やかに千葉県に報告する。

(2) 報告内容

千葉県への報告の種別、時期及び方法は、別表のとおりとする。報告の詳細は、「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、総務班は、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。また、総務班は、当該地域における備

蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

■千葉県へ報告すべき事項

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害が発生した場所又は地域
- ④ 被害の状況（被害の程度等は資料編「被害認定基準」に基づき判定する。）
- ⑤ 被害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - ・災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - ・主な応急措置の実施状況
 - ・その他必要事項
- ⑥ 災害による住民等の避難の状況
- ⑦ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ⑧ その他必要事項

(3) 報告責任者の選任

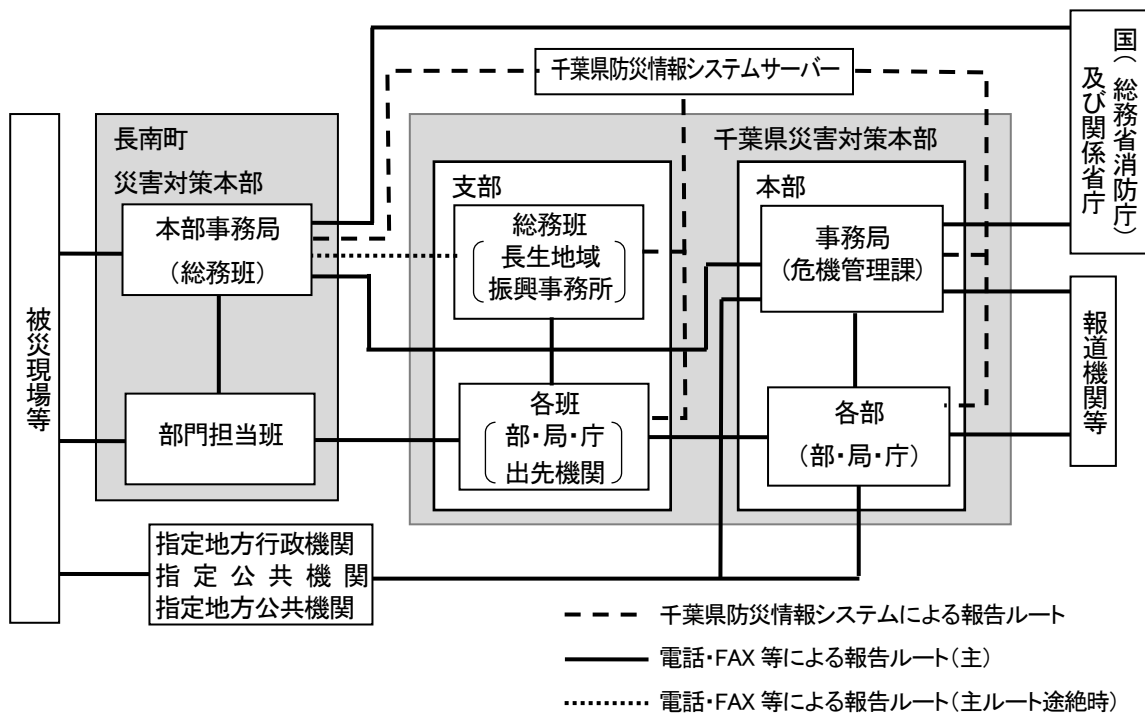
被害情報等の報告に係る責任者として次のとおり定める。

- ① 総括責任者
町長：防災関係機関における被害情報等の報告を総括する。
- ② 取扱責任者
総務課長：防災関係機関における部門ごとの被害情報等の報告事務を取り扱う。

(4) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。

■被害情報等の収集報告の流れ



■勤務時間内における国及び千葉県への連絡方法

総務省消防庁（応急対策室）

①消防防災無線

電話 120-90-49013（地上系） 048-500-90-49013（衛星系）

FAX 120-90-49033（地上系） 048-500-90-49033（衛星系）

②一般加入電話

電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537

千葉県（危機管理課）

①千葉県防災行政無線

電話 500-7320（地上系） 012-500-7320（衛星系）

FAX 500-7298（地上系） 012-500-7298（衛星系）

②一般加入電話

電話 043-223-2175 FAX 043-222-1127

■勤務時間外における国及び千葉県への連絡方法

総務省消防庁（消防庁宿直室）

①消防防災無線

電話 120-90-49102（地上系） 048-500-90-49102（衛星系）

FAX 120-90-49036（地上系） 048-500-90-49036（衛星系）

②一般加入電話

電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553

千葉県（危機管理課情報通信管理室）

①千葉県防災行政無線

電話 500-7225（地上系） 012-500-7225（衛星系）

FAX 500-7110（地上系） 012-500-7110（衛星系）

②一般加入電話

電話 043-223-2178 FAX 043-222-5219（千葉県防災行政無線統制室）

第3節 災害広報

項目	担当
第1 住民等への広報	企画政策班
第2 報道機関への対応	企画政策班
第3 住民相談	税務住民班

第1 住民等への広報

情報不足による混乱の発生を防止するため、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示など、多様な方法によって正確な情報の広報活動を実施する。

1. 一般広報

企画政策班は、地震発生直後は、次のような広報を行う。広報の実施に当たっては、広報内容の確認を行うなど、簡潔で誤解を招かない表現に努める。

広報の手段は、防災行政無線、広報車、長南町ホームページ、長南町公式LINE等とする。

■ 広報の項目

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 災害情報及び被災状況に関すること ② 避難に関すること <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 ○ 避難の際の注意と避難誘導方法・避難道路の周知 ③ 長南町の災害対策活動体制及び活動状況に関すること <ul style="list-style-type: none"> ○ 本部の設置 ○ 救護所、避難所の開設状況 ○ 医療救護、衛生知識の周知 ○ 給水、給食等の実施状況 ○ その他、被災者の支援情報 ④ ライフラインの状況 ⑤ 交通規制、交通機関等の運行状況 ⑥ 流言飛語の防止に関する状況 ⑦ その他 |
|--|

2. 避難所における広報

企画政策班は、避難所掲示板への情報の掲示や区長を通じた災害広報紙の配布を行う。

避難行動要支援者へは、口頭伝達や民生委員・児童委員、区長等（組合長）、自主防災組織及びボランティア等の協力を得て行う。

また、外国人に配慮した語学ボランティアの配置など、避難者の状況に応じた広報を行う。

3. 災害広報紙の発行

企画政策班は、災害広報紙を発行し、避難所、公共施設等で配布する。

第4節 救急救助・消防・水防・危険物等対策

項目	担当
第1 消防活動	消防本部、消防団
第2 救急救助活動	消防本部、茂原警察署
第3 水防活動	総務班、福祉班、産業振興班、建設環境班、消防本部、消防団、千葉県（長生土木事務所）
第4 危険物等の対策	ガス班、学校教育班、生涯学習班、消防本部、千葉県（長生地域振興事務所、長生保健所、東上総教育事務所）、関東東北産業保安監督部

第1 消防活動

1. 消防活動

(1) 基本方針

震災時には、住民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施するものとする。

(2) 消防本部の活動

消防本部は、「警防対策本部」等を設置し、消防長が本部長となり消防が行う災害応急活動の全般を指揮する。

活動の基本は次のとおりである。

① 避難場所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の消防活動を行うものとする。

② 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行うものとする。

③ 消火の可能性の高い火災の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行うものとする。

④ 市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動にあたるものとする。

⑤ 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に発生した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先するものとする。

(3) 消防団の活動

消防団は、次の活動を行う。

① 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図るものとする。

② 消火活動

常備消防の出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は常備消防と協力して行うものとする。

③ 救急救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行うものとする。

④ 避難誘導

避難指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させるものとする。

(4) 住民・自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

また、電力復旧時の通電火災の発生、消火後の再燃等を防止するため、避難する際のブレーカーの切断を確認するなど、被災地の警戒・巡視を行う。

(5) 事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合、出火防止措置及び初期消火活動を行う。

(6) 惨事ストレス対策

消防本部は、消防職員等の惨事ストレス対策を講じる必要がある場合、必要に応じて精神科医等の専門家の派遣を国等に要請する。

2. 消防広域応援要請

町長又は消防長は、災害が発生した場合、「千葉県広域消防相互応援協定」（千葉県 平成4年4月）及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」（千葉県 平成8年5月）により広域応援統括消防機関（千葉市消防局）を通じて千葉県内消防機関に応援を要請する。

また、要請した消防力では対応できない場合は、千葉県知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。

第2 救急救助活動

1. 救助活動

(1) 行方不明者情報の収集

消防本部は、住民、区長、民生委員・児童委員、自主防災組織等からの通報、消防団・特命調査班等の調査により、要救出者、行方不明者の発生状況を把握する。

(2) 救助活動

消防本部は、隊を編成し、また、救助資機材等を準備し、行方不明者情報をもとに救出活動を行う。

災害の状況等により救助活動が困難な場合は、警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。自衛隊の応援が必要な場合、本部長（町長）は千葉県知事に要請を依頼する。

また、車両、特殊機械が必要な場合は、千葉県の協力又は建設事業者等に出動を要請する。

■救助・救急活動出動の原則

- ① 延焼火災が多発し、多数の救急・救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。
- ② 延焼火災は少ないが、多数の救急・救助事象がある場合は、多数の人命を救護することを優先する。
- ③ 同時に小規模な救急・救助事案が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。
- ④ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

(3) 住民、自主防災組織、事業所等の活動

住民、自主防災組織及び事業所等は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

(4) 警察の活動

茂原警察署は、次の活動を行う。

- ① 倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、大型商業施設等多人数の集合する場所等を重点に救出・救護活動を行う。
- ② 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等に引き継ぐか、車両等を使用して速やかに医療機関に収容する。

2. 救急活動

(1) 救急搬送

重症者については、救命処置を要する者を優先し消防本部、救護班の車両により搬送する。車両による搬送ができない場合は、ドクターヘリ、千葉県消防局及び自衛隊等のヘリコプターにより搬送する。

(2) 傷病者多数発生時の活動

災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救急隊、救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

救護能力が不足する場合は、消防団、並びに行政区、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連携を密にし、効率的な活動を行う。

第3 水防活動

地震後に対応する水防活動については、風水害等編 第3章 第4節 第3「水防活動」に基づき実施する。

第4 危険物等の対策

危険物等の対策は、危険物の管理者及び監督機関が行うが、消防本部は、必要に応じて協力や情報連絡を行う。それぞれの施設の応急対策は次のとおりである。

1. 高圧ガス等の保管施設

千葉県及び消防本部は、必要に応じて保安措置等についての指導を行うとともに、関係機関との情報連絡を行う。

なお、ガス班は、別に定めるフロー等に従い、災害、事故の未然防止、事故発生時の被害軽減に

努めるものとする。

2. 石油類等危険物保管施設

消防本部は、危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者に対して、次に掲げる措置を当該施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- ① 危険物の流出・爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置並びに施設の応急点検と出火等の防止措置
- ② 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ③ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動
- ④ 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定

3. 火薬類保管施設

千葉県及び関東東北産業保安監督部は、危険防止措置を講ずる監督又は指導を行うとともに、必要があると認めるときは、緊急措置命令等を行う。

4. 毒物・劇物保管施設

千葉県は、有毒ガス発生の防止の応急措置、除毒方法と周辺住民の安全措置、連絡通報について指導する。

また、学校教育班及び生涯学習班は、千葉県教育委員会の指導に基づき、学校等に保管してある薬品の危険防止や児童生徒、利用者等の安全確保を指導する。

5. 危険物等輸送車両

消防本部は、関係機関と連携して次の応急措置を行う。

- ① 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
- ② 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。
- ③ 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止等又は使用制限の緊急措置命令を発する。

第5節 災害警備・防犯対策

項目	担当
第1 災害警備	茂原警察署
第2 防犯対策	総務班、茂原警察署

第1 災害警備

1. 震災警備の基本方針

警察は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

2. 警備体制

警察本部及び茂原警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

(1) 連絡室

震度4の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合

(2) 対策室

震度5弱の地震が発生した場合、津波警報が発表された場合、及び東海地震に関連する調査情報（臨時）が発せられた場合、南海トラフ地震臨時情報（調査中）を受けた場合等

(3) 災害警備本部

震度5強以上の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合、又は東海地震注意情報が発表された場合、内閣総理大臣の警戒宣言や東海地震予知情報が発せられた場合、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を受けた場合

3. 災害警備活動要領

- ① 要員の招集及び参集
- ② 地震、津波その他災害情報の収集及び伝達
- ③ 装備資機材の運用
- ④ 通信の確保
- ⑤ 負傷者の救出及び救護
- ⑥ 避難誘導及び避難地区の警戒
- ⑦ 警戒線区域の設定及び被害の拡大防止措置
- ⑧ 災害の拡大防止と二次災害の防止
- ⑨ 報道発表
- ⑩ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
- ⑪ 死傷者の身元確認、遺体の収容
- ⑫ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- ⑬ 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- ⑭ 協定に基づく関係機関への協力要請
- ⑮ その他必要な応急措置

第2 防犯対策

茂原警察署は、被災地における犯罪の防止を図るため、長南町と連携して地域の巡回パトロールを行う。

また、総務班は、茂原警察署と連携して、避難所における窃盗や傷害等の犯罪を防止するため、避難者への注意喚起、不審者の通報、避難所の見回り等対策を実施する。

第6節 交通・輸送対策

項目	担当
第1 交通規制	建設環境班、茂原警察署、千葉県（県土整備部）、東日本高速道路株式会社
第2 緊急輸送路の確保	建設環境班、千葉県（長生土木事務所）
第3 緊急通行車両等の確認	企画政策班
第4 緊急輸送の実施	企画政策班、生涯学習班

第1 交通規制

1. 道路情報の収集

建設環境班は、茂原警察署及び道路管理者と連絡をとり、道路の被災状況、交通の状況等の情報を収集する。

2. 交通規制の実施

道路管理者（国道、県道：県土整備部、町道：建設環境班、東日本高速道路株式会社）は、茂原警察署と協議して、災害により危険な箇所又は緊急輸送等のため必要な路線を、通行禁止又は制限等の措置をとる。茂原警察署は、交通規制を行う箇所に検問所を設置し、規制並びに警戒にあたる。

また、交通規制又は道路が被災した場合は、茂原警察署等と協議し、迂回路を設定する。

■交通規制等の実施者及び状況・内容

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。	災害対策基本法第76条
	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる。	道路交通法第4条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを行うことができる。	道路交通法第5条
警察官	通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法第76条の3第1項 災害対策基本法第76条の3第2項
	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路交通法第6条第4項、第75条の3
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、消防士員	警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法第76条の3第3項、第4項
道路管理者	道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法第46条

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
道路管理者等	災害により車両の停止等が生じ、緊急通行車両の通行確保等のため緊急を要する場合、道路の区間を指定して運転者等に車両の移動等を命じる。運転者不在等の場合は、自ら車両の移動等を行うことができる。	災害対策基本法第76条の6

3. 運転者のとるべき措置

震災発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

■運転者のとるべき措置

- ① 走行中の車両の運転者は、次の行動をとること
 - 直ちに、車両を道路の左側に停止させること
 - 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること
 - 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所へ移動する。やむを得ず道路上において避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと
- ② 避難のために車両を使用しないこと
- ③ 通行禁止区域等においては、次の措置をとること
 - 車両を道路外の場所へ置くこと
 - 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外へ移動すること
 - 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること

第2 緊急輸送路の確保

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に緊急輸送道路1次路線など交通上重要と認められるものや民生の安定上必要があるものについて最優先に応急復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

1. 千葉県の緊急輸送路

交通規制の対象となる道路は、千葉県で「千葉県緊急輸送道路1次路線（交通規制対象道路）」と定める首都圏中央連絡自動車道及び国道409号である。

2. 長南町の主要道路

建設環境班は、主要な町道を点検するとともに、障害物の除去を実施し交通の確保を図る。

3. 放置車両の移動等

建設環境班その他の道路管理者は、所管する道路における車両の通行が停止・停滞し、車両等が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、区間を指定して、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両等を付近の道路外の場所へ移動することやその他必要な措置をとることを命ずる。

車両等の占有者等が措置をとらない場合や現場に不在の場合は、車両の移動等の必要な措置をとる。なお、沿道での車両保管場所の確保のため、やむを得ない場合、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。

第3 緊急通行車両等の確認

1. 緊急通行車両等の申請手続き

知事又は公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申出により、災害対策基本法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を行う。

企画政策班は、災害対策に使用する届出済証の交付を受けていない車両について、「緊急通行車両等確認申請書」を千葉県又は公安委員会に提出する。千葉県知事又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び確認証明書を交付する。

交付された標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備えつける。

2. 緊急通行車両等の事前届出について

- ① 公安委員会では、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。
- ② 公安委員会は、前記により緊急通行車両に該当すると認められるものについては、届出済証を交付する。
- ③ 届出済証の交付を受けた車両については、千葉県警察本部、茂原警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、緊急通行車両の確認を受けることができる。この場合において確認審査を省略して標章及び確認証明書を交付する。

3. 規制除外車両の確認

(1) 規制除外車両の確認

公安委員会は、緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とし、通行禁止の対象から除外する。

規制除外対象車両の使用人又は当該車両を使用して業務を行おうとする者は、緊急通行車両の確認と同様の手続きを行う。

(2) 規制除外車両の事前届出・確認

規制除外車両の事前届出制度の対象となる車両は、次のとおりである。車両の所有者は、緊急通行車両の事前届出と同様の手続きを行う。

緊急通行車両とならない車両であって、

- ① 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- ② 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ③ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- ④ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

第4 緊急輸送の実施

1. 車両輸送

(1) 車両の確保

企画政策班は、公用車その他の車両を管理し、各班からの配車要請に基づいて配車を行う。庁用車では不足する場合又は庁用車では輸送できない場合は、千葉県トラック協会、千葉県バス協会等の輸送業者等からトラック、バス等を調達する。

(2) 燃料の確保

企画政策班は、燃料販売業者からガソリン等の燃料を調達する。

2. ヘリコプターによる輸送

(1) ヘリコプターの要請

企画政策班は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、ヘリコプターによる輸送を要請する。

(2) 臨時ヘリポートの開設

生涯学習班は、次の施設にヘリポートを開設するため、施設の被災状況等の点検を行い、自衛隊とともに開設準備を行う。

また、安全確保として離発着場所の確保と立入制限のために職員を配置する。

■ 臨時ヘリポート開設予定場所

名 称	所在地
陸上競技場	報恩寺 547 番地の 1

第7節 避難対策

項目	担当
第1 避難の原則	—
第2 避難指示等	総務班、企画政策班、福祉班、消防本部、茂原警察署、施設管理者
第3 自主避難	総務班
第4 避難所の開設と運営	総務班、健康保険班、生涯学習班
第5 要配慮者の支援	総務班、企画政策班、福祉班、生涯学習班
第6 避難所等の閉鎖	総務班、生涯学習班

第1 避難の原則

住民は、地震直後に延焼火災や斜面の崩壊により危険な場合、又は自宅の倒壊等により居住することが困難な場合は、最寄りの指定緊急避難場所に避難する。

その後、自宅の倒壊等により居住する場所がない住民を避難所に収容する。自宅の被害が軽微で、耐震性が確保されている場合は、可能な限り自宅で生活を継続する。

第2 避難指示等

1. 避難指示等の発令

(1) 避難指示等の発令

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難指示を発令し、緊急を要すると認めるときは緊急安全確保を発令する。

また、避難指示に先立ち、住民の避難準備と要配慮者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。

総務班は、本部長へ避難に関する情報を伝達し、避難指示等の事務を行う。

■避難指示等の種類

避難情報等	発令される状況	居住者等がとるべき行動	判断基準
緊急安全確保	災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）	○命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	状況により本部長（町長）が必要と認めるとき
避難指示	災害のおそれ高い	○危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	①余震、火災の拡大、がけ崩れ、危険物質の流出拡散等により、住民に危険が及ぶと認められるとき ②その他災害の状況により、本部長（町長）が必要と認めるとき
高齢者等避難	災害のおそれあり	○危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等 [*] は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど	①状況により、本部長（町長）が必要と認めるとき

		<p>普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p>	
--	--	---	--

※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者

(2) 広域避難

避難指示等を行った場合の立退き先を町内指定緊急避難場所等とすることが困難で、他市町村に滞在させる必要がある場合に、災害対策基本法による広域避難を実施する。

① 広域避難の要請

総務班は、県内の他市町村に受入れを要請する場合は、その旨を県に報告し、当該市町村と協議する。県外の市町村への広域避難が必要な場合は、県に対して当該都道府県と協議するよう求める。

② 広域避難の受入れ

他市町村又は、県から本町への広域避難の受入れを求められた場合は、正当な理由がある場合を除いてこれを受諾し、指定緊急避難場所等を提供する。

2. 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

■避難指示等の発令権者及び要件

発令権者	指示等を行う要件	根拠法令
町長	<p>○避難指示：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき</p> <p>○緊急安全確保：急を要すると認めるとき</p>	災害対策基本法第60条第1項
知事	○災害の発生により町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条第5項
警察官	○町長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき	災害対策基本法第61条
	○町長から要求があったとき	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第94条
知事又は知事の命を受けた千葉県職員	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
	○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
水防管理者	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

■警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
町長	○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
知事	○災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を町長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条
消防長、消防署長	○ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2
警察署長	次の場合、上記に記載する消防長等の職権を行うことができる。 ○消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき	消防法第23条の2
消防吏員 又は消防団員	○火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	○水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
警察官	次の場合、上記に記載する町長等の職権を行うことができる。 ○町長若しくは町長の委任を受けた吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条
	次の場合、上記に記載する消防吏員等の職権を行うことができる。 ○消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき	消防法第28条
	○水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき	水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○町長若しくは町長の委任を受けた町職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する町長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条

3. 避難情報等の伝達

(1) 住民への伝達

企画政策班は、避難指示等を発令又は解除した場合、直ちに次の方法により伝達広報を行い、住民への周知徹底を図る。

■避難情報等の伝達

① 伝達方法

- 長南町防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声器）
- 長南町ホームページ、長南町公式LINE
- 広報車
- 報道機関
- Lアラート

② 伝達内容

- | | | |
|-----------------------------------|-------------------------------|----------------------------|
| <input type="radio"/> 避難の対象区域・対象者 | <input type="radio"/> 避難先 | <input type="radio"/> 避難経路 |
| <input type="radio"/> 避難指示等の理由 | <input type="radio"/> その他注意事項 | |

また、避難行動要支援者には、福祉班が個別連絡や民生委員・児童委員、区長等（組合長）を通じた連絡により伝達する。

(2) 千葉県に対する報告

総務班は、避難指示等を発令又は解除を発令した時は、その旨を「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、千葉県災害対策本部事務局（危機管理課）及び長生地域振興事務所に報告する。

(3) 関係機関への通報

本部長が避難指示を行った時、又は警察官等から指示を行った旨の通報を受けた時は、総務班は、関係機関に通報する。

4. 避難誘導等

(1) 危険地域における誘導

危険地域における住民等の避難誘導は、町職員、警察官、自衛隊員、消防職員、消防団員等が、自主防災組織等の協力により実施する。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導

避難行動要支援者の避難誘導は、自主防災組織等が支援して行うことを原則とする。

(3) 学校、事業所等における誘導

学校、保育所、事業所その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、原則として施設管理者等が実施する。

(4) 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災計画、避難計画に基づき、実施する。

第3 自主避難

住民は、災害の状況により自らの生命、身体等に危険が及ぶと判断した場合は、地域の自主防災組織、住民組織を中心として、指定緊急避難場所へ自主避難を行うことを基本とする。

第4 避難所の開設と運営

1. 避難所の開放

生涯学習班は、所管する施設において、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者に対して、避難所を開設し収容保護する。

施設が施錠されている場合は、緊急的な措置により施設内に入り開場する。

2. 避難状況の確認・報告

生涯学習班は、各施設職員を通じて、自主防災組織等の協力を得て避難状況を確認し、取りまとめの上、本部長に報告する。

総務班は、要避難区域に関して、避難未了のある場合は、関係者の協力を得て、避難指示の伝達を適切に実施する。

3. 避難所の運営

(1) 運営準備

生涯学習班は、避難所の運営に必要な用品（避難者カード、事務用品等）や帳簿類を準備する。

(2) 避難者の把握

避難所開設時には、避難所担当の職員（生涯学習課やあらかじめ総務課が指名した職員）が自主防災組織等に協力を得て避難者カードを配布し、避難者を把握する。

(3) 避難所の運営

避難所の運営は、原則として自主防災組織、行政区等を基本として避難所運営委員会による自治とする。

ただし、避難所運営委員会が設置されるまでの初期対応については、町がその運営に当たる。

運営に当たっては、被災者のプライバシー及び安全の確保に努めるとともに、要配慮者や女性への配慮、ペット及び感染症対策などについても適切に対処するよう努めるものとする。

■避難所の運営項目

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 必要物資の管理・分配 ② 避難者の転出入確認、名簿作成 ③ 情報管理、広報 ④ 食料、物資の配給 ⑤ 環境の整備・保持（清掃、トイレ設置・管理等） ⑥ 警備 ⑦ 入浴措置 ⑧ 要配慮者や女性への配慮 ⑨ 傷病者の搬送、避難者の医療、カウンセリング等 ⑩ 相談、苦情処理、要望聞き取り ⑪ 各種調査 ⑫ ボランティアとの調整、運営委員会議の開催 ⑬ 各種記録 ⑭ ペット収容スペースの指定 |
|--|

(4) 避難状況の報告及び記録

総務班は、避難所を開設したときは、知事に対しその旨を報告する。

各避難所では、避難所担当の職員が避難者カードを基本として記録をとり、本部に報告する。また、本部との連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピューター等を活用して把握に努める。

(5) 女性等への配慮

避難所を運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、避難所運営委員会に男性だけでなく女性の参画を求めるとともに、性別での役割固定化や、役割分担に偏りが無いよう配慮する。

また、女性や妊産婦等への配慮として、更衣室や男女別トイレ等施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付等に配慮する。

■女性への配慮事項の例

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 避難所施設 <ul style="list-style-type: none"> ・物干し場、更衣室、休養スペース、授乳室、間仕切り用パーティション ・乳幼児のいる家庭用エリア、単身女性や女性のための世帯用エリア |
|---|

- ・安全で行きやすい場所の男女別トイレ（鍵を設置）、入浴設備の設置
- ・女性専用スペースへの女性用品の常備
- ② 運営管理
 - ・避難所運営委員会への女性の参画
 - ・女性や子育て家庭の意見及びニーズの把握
 - ・女性用品（生理用品、下着等）の女性の担当者による配布
 - ・避難者平等の食事作り・片付け、清掃等の役割分担
 - ・女性相談窓口の設置、専門職と連携したメンタルケア・健康相談の実施
 - ・配偶者からの暴力被害者等の個人情報管理
 - ・就寝場所や女性専用スペース等の巡回警備
 - ・防犯ブザーやホイッスルの配布

4. 在宅避難者の把握及び支援

生涯学習班は、避難者や自主防災組織等の情報から、自宅等で避難生活を余儀なくされている在宅避難者を把握し、情報提供や物資の提供に努める。

特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。

5. 新型コロナウイルス等感染症対策

健康保険班、避難所担当の職員は、避難所において次の感染症対策を行う。

(1) 健康管理

受付の際や滞在期間中に、運営職員や避難者の検温、健康状態の調査を行う。

(2) 滞在スペースのゾーニング等

一般の避難者、高齢者や基礎疾患のある方、発熱・咳等がある方、濃厚接触者等を適切にゾーニングし、動線の分離に努める。

(3) 衛生管理

十分な換気、滞在スペース等の清掃、消毒を行うほか、食料提供など避難者の各種支援に当たっては衛生管理を考慮した方法で実施する。また、避難者には、手洗い、咳 エチケット、その他の衛生管理を考慮した生活ルールを周知、徹底する。

(4) 車中泊等の対策

車中泊を行う避難者には浸水や土砂災害等の危険がないグラウンドや駐車場の活用、エコノミークラス症候群等の予防行動を周知する。

(5) 発症者の対応

感染が疑われる症状がある避難者がいる場合、長生保健所に報告し、保健所の指示に従って避難者に対応する。

6. 安否情報の提供

総務班は、安否情報の適切な提供のため必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、避難者名簿、行方不明者名簿等を活用し、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

その場合、配偶者からの暴力等を受け加害者から危害を受けるおそれがある者等が含まれるときは、当該加害者に居所が知られることがないよう個人情報の管理を徹底する。

なお、回答に当たっては、照会者の本人確認を行い、災害対策基本法に基づく照会者の区分に応じて提供可能な情報のみ回答する。

■照会者の区分と提供可能情報

照会者の区分	提供する情報
被災者の同居の親族	被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
被災者の親族（上記を除く） 又は職場の関係者	被災者の負傷又は疾病の状況
被災者の知人等	町が保有している安否情報の有無
上記のすべて	照会に際しその提供について被災者が同意した安否情報

7. 長期対応その他

避難所の開設が長期に及ぶ場合は、本部会議で調整を行い、担当職員を割り当て全庁的な対応で運営、管理を行う。

なお、必要と認めるときは、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館や宿泊施設等を避難場所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

8. 広域一時滞在

(1) 長生郡市への一時滞在

総務班は、「長生郡市広域災害対応計画」に基づき、長生郡市の市町村に被災者の受け入れを要請する。

(2) 広域一時滞在

総務班は、災害対策基本法第86条の8に基づき、被災者の県内の他市町村への受け入れについて、当該市町村に直接協議する。他の都道府県の市町村への受け入れは、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

第5 要配慮者の支援

1. 避難生活での配慮

避難所を開設した場合、避難所担当の職員は、要配慮者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消など避難所生活に配慮する。

福祉班は、長南町社会福祉協議会等の福祉関係団体・事業者と連携して相談や介護等の支援を行う。

企画政策班は、外国人には通訳ボランティアの派遣、外国語による広報紙の配布等を行う。

2. 福祉避難所の開設

本部長（総務班）は、避難生活が長期化する場合等、必要と認める場合には、避難所での生活が困難な要配慮者に対して、福祉避難所の開設を判断する。福祉班は、農村環境改善センターに福祉避難所を開設し、要配慮者を収容する。

第6 避難所等の閉鎖

総務班は、避難所等の閉鎖に当たっては、本部会議で調整ののち、避難者に対し閉鎖を予告し、順次閉鎖をする。

第8節 応急医療救護・防疫

項目	担当
第1 医療救護活動	健康保険班、消防本部、公立長生病院、茂原市長生郡医師会、茂原市長生郡歯科医師会、外房薬剤師会
第2 被災者の健康管理	健康保険班、千葉県（長生保健所）
第3 防疫	健康保険班、千葉県（長生保健所）
第4 保健活動	健康保険班、広域水道部、千葉県（長生保健所）

第1 医療救護活動

1. 広域医療救護

(1) 広域医療救護

長生郡市において多数傷病者が発生し災害対策基本法に基づく医療救護活動を行う必要が生ずる災害が起こり、地域における通常の医療供給を上回る傷病者が発生した場合に、広域医療救護所（公立長生病院・塩田記念病院・宍倉病院）で広域的な傷病者の受け入れを行い、重症度別の応急医療救護活動を行う。

① 設置基準

ア 災害対策本部を設置した茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町の市町村（以下「被災市町村」という。）における傷病者が、長生郡市及び近隣市町村の医療供給を上回る場合に、被災市町村と乙が協議して設置する。

イ アに示す協議のいとまがない場合は、広域医療救護所設置予定医療機関（公立長生病院・塩田記念病院・宍倉病院）の判断で設置可能

② 設置期間

ア 原則として災害発生から72時間

イ 設置終了の判断は、設置市町村と広域医療救護所の協議により行う

③ 活動要員

ア 長生郡市市町村から公立長生病院及び塩田記念病院には各1名を派遣し、宍倉病院には各2名を派遣する

④ 広域医療救護所における傷病者への対応

ア 来院した全ての傷病者のトリアージをトリアージポストで行う

イ トリアージされた傷病者に対して、重症度に応じた処置を行う

ウ 処置困難な傷病者に対しては、域外搬送の手配を行う

⑤ 大規模災害発生時における住民周知

ア 広域医療救護が設置された医療機関名

イ 広域医療救護が設置された医療機関は、通常の外来診療を中止し、重症度別の応急医療救護活動を開始したことについて

ウ 広域医療救護と避難所の役割分担について

(2) 情報の収集

健康保険班は、県、医療機関、医師会等の関係団体、消防、警察、その他の関係機関との連携し、次の情報収集を行い、相互に提供するとともに、関係機関へも提供する。

① 傷病者等の発生状況

② 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況

③ 避難所及び広域医療救護所の設置状況

- ④ 医薬品及び医療資器材の需給状況
- ⑤ 医療施設、広域医療救護所等への交通状況
- ⑥ その他医療救護活動に資する事項

2. 後方医療体制

救出現場から広域医療救護所又は病院までの重症者の搬送は、消防本部が救急車、応援車両等により行う。後方医療機関又は県外の医療機関までの搬送は、救急車又はヘリコプター等により行う。なお、軽症者の搬送は、行政区、自主防災組織、事業所等が協力して行うことを基本とする。

3. 透析患者等への対応

健康保険班は、人工透析等の応急措置について、合同救護本部を通じて医療機関の対応状況を確認し情報を提供する。

4. 助産

健康保険班は、通常の出産は被災していない市町村の医療機関で受診するよう指導する。胎児及び妊婦に生命の危険がある場合は、合同救護本部を通じて医療機関の対応状況を確認し、困難な場合、合同救護本部を通じて受け入れ医療機関を確保し、救急車又はヘリコプター等で搬送する。

第2 被災者の健康管理

1. 避難所での対応

健康保険班は、避難所運営支援として避難者の健康管理の体制を整備する。

- ① 感染症予防
- ② 衛生管理・生活環境整備（トイレ、換気、清掃等のアドバイス）
- ③ 食品衛生管理・食中毒予防

なお、避難所における避難活動が長期にわたると認められるときは、避難生活による二次健康被害防止のため健康相談を実施する。

2. 予防措置

健康保険班は、感染症、エコノミークラス症候群等の予防について、チラシの配布や保健師等による指導、カウンセリング等のメンタルケアなどを長生保健所と連携して実施する。

3. 医療情報の提供

健康保険班は、通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、災害広報紙等で住民に提供する。

第3 防疫

1. 防疫体制の確立

健康保険班は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づき、防疫組織を設け、千葉県と協力して防疫活動を行う。

2. 防疫活動

(1) 感染症発生状況の調査及び健康診断

長生保健所は、避難所等における感染症の発生予防を啓発するとともに、感染症の流行の兆候を

早期に把握するため、サーベイランス情報の収集に努める。また、感染症発生時には、積極的疫学調査を速やかに行うほか、必要に応じて町や茂原市長生郡医師会等の協力を得て感染拡大防止策を講じる。健康保険班は、これに協力する。

(2) 感染症患者への措置

長生保健所は、感染症の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、次のような措置をとる。健康保険班は、これに協力する。

■ 感染症患者等への措置

- | | |
|------------------|-------------------|
| ① 発生状況、動向及び原因の調査 | ② 健康診断 |
| ③ 就業制限 | ④ 感染症指定医療機関への入院勧告 |
| ⑤ 消毒等 | |

(3) 広報活動

健康保険班は、防疫に関する予防教育及び広報活動の強化に努める。

(4) 消毒の実施

健康保険班は、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域に消毒を行う。災害協定により県ペストコントロール協会等の協力を得て対象区域の消毒を行うとともに、自主防災組織等を通じて薬品を配布する。

防疫用資器材・薬剤は、千葉県や災害協定団体等から調達するが、長南町においても、使用する防疫用資器材・薬剤は、速やかに整備拡充を図る。

(5) 指定感染症に関する情報共有

町は、在宅中である指定感染症の感染者や濃厚接触者等を長生保健所と共有し、その者の避難場所を確保する。

(6) 報告

健康保険班は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等を随時千葉県に報告する。

第4 保健活動

1. 被災者の健康管理

健康保険班は、長生保健所班と連携して次の活動を行う。

- ① 巡回による被災者の健康状態や保健医療福祉ニーズの把握、保健指導、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理
- ② 避難所における特異的な健康課題となる環境整備、熱中症予防、心のケア、食中毒、感染症の発生予防等
- ③ 避難所等における健康相談（感染症予防、エコノミークラス症候群等の予防）
- ④ 心身機能の低下の予防（特に高齢者）、適度に体を動かせる場の提供、他者等とのコミュニケーションへの配慮

2. 飲料水の安全確保

広域水道部は、長生保健所と連携して、飲料水の汚染のおそれがある場合は、水質調査を実施し安全を確保するとともに、被災者に広報及び指導を行う。健康保険班は、これに協力する。

第9節 行方不明者の捜索・遺体の処理

項目	担当
第1 行方不明者の捜索	税務住民班、消防本部、茂原警察署
第2 遺体安置所の設置、遺体の処理	税務住民班、健康保険班、建設環境班、長生郡市広域市町村圏組合事務局（長南聖苑）、茂原警察署、茂原市長生郡医師会、茂原市長生郡歯科医師会

第1 行方不明者の捜索

1. 行方不明者情報の収集

災害により現に行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）を対象として捜索活動を実施する。

なお、捜索活動は、災害救助法の適用、住家の被害状況及び原因を問わず実施する。

税務住民班は、相談受付窓口で受付けた捜索願及び被災現場等での情報を取りまとめ、行方不明者の帳票を作成する。帳票は、消防本部、警察、自衛隊等捜索を行う機関に提出し、情報の共有を図る。

2. 捜索の実施

消防本部は、茂原警察署、自衛隊その他の関係機関等の協力を得て捜索活動を行う。

行方不明者を発見し、明らかに死亡していると認められるときは、茂原警察署に連絡する。

第2 遺体安置所の設置、遺体の処理

1. 遺体の処理

(1) 遺体処理の対象

長南町は、次の場合に遺体の処理を行う。

- ① 災害による社会混乱のため遺体の処理を行うことができない場合
- ② 死体取扱規則、刑事訴訟法第229条、検視規則に基づき、警察官の検視（見分）終了後、警察当局から遺族又は長南町の関係者に引渡された後の必要な遺体の処理をする場合

(2) 遺体の調査等

茂原警察署は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、死体取扱規則等に基づき遺体の調査又は検視を行い、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族又は長南町に引渡す。

また、茂原警察署は、長南町と緊密に連絡し、長南町の行う身元不明者の措置について協力する。

(3) 遺体の搬送

遺体安置所等への搬送は、遺族が行うことを原則とする。

(4) 遺体安置所の設置

建設環境班は、遺体の検視、検案、安置等を行うため、笠森霊園に遺体安置所を開設する。遺体の安置に必要な棺、ドライアイス等必要な資器材は葬儀業者等から確保する。

(5) 遺体の処理

健康保険班は、長南町に引き渡された遺体の検案等の処理を行う。検案医師は、健康保険班を通じて、千葉県、日赤千葉県支部、茂原市長生郡医師会、茂原市長生郡歯科医師会等に出動を要請

して確保する。

遺体の処理は、遺体安置所で行い、処理が終了後に遺族へ引き渡す。

被害状況により長南町で処理不可能な場合は、国、千葉県、近隣市町村及びその他関係機関の応援を得て実施する。

■遺体の処理

① 遺体の洗浄、縫合消毒等の処理	遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置。
② 遺体の一時保存	身元が識別されない遺体又は短期日の間に埋火葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。
③ 検案	死因その他の医学的検査をする。

2. 遺体の埋火葬

(1) 埋火葬の受け付け

税務住民班は、遺体安置所又は住民相談窓口で埋火葬許可書を発行する。

(2) 埋火葬

遺体は長南聖苑で火葬する。税務住民班は、長南聖苑が使用できない場合又は火葬能力を上回る場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づいて他市町村の火葬施設で対応するため、千葉県に広域応援要請を行う。

また、税務住民班は、遺族による遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者、自衛隊等に協力を要請する。

(3) 身元不明者の遺骨・遺留品の取り扱い

健康保険班は、遺体安置所に一時保管した遺骨及び遺留品は、台帳を作成して一定期間公示し、引き取り人がある場合は、身元確認の上引き渡す。

引き取り人の無い身元不明者の遺骨は、遺留品とともに、あらかじめ指定した長南町の焼骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引き取り人の判明しないものは、身元不明者扱いとして、町営納骨堂など他の場所に定める場所に移管する。

第10節 清掃・障害物の除去

項目	担当
第1 し尿の処理	総務班、建設環境班、長生郡市広域市町村圏組合事務局（環境衛生課）
第2 清掃及び障害物の除去	建設環境班、長生郡市広域市町村圏組合事務局（環境衛生課）、千葉県（県土整備部）
第3 環境汚染の防止	建設環境班
第4 動物対策	建設環境班、千葉県（長生保健所、千葉県動物愛護センター）、千葉県獣医師会

第1 し尿の処理

1. 仮設トイレの設置

総務班は、住家の被災により自宅トイレが使用できない避難者のために、避難所に設置する仮設トイレを確保する。

地震発生当初は、長南町が備蓄している組立式簡易トイレで対応し、その後、確保した仮設トイレを避難所等に設置する。

2. 自己処理

住家が全半壊した住民以外は、自宅トイレ等を使用することとする。断水してトイレが使用できない場合は、建設環境班は業者等から簡易トイレを確保し、必要に応じて住民へ配布する。

3. 収集処理体制の確立

長生郡市広域市町村圏組合事務局（環境衛生課）は、し尿処理施設の被害状況、避難所の状況、収集・搬入道路の状況等を検討し、収集運搬許可業者、他市町村及び千葉県、関連団体等に協力を要請し、収集車両及び収集作業員を確保する。

収集したし尿の処理は、長生郡市広域市町村圏組合し尿処理場で行うが、対応できない場合は、近隣の処理場に要請する。

第2 清掃及び障害物の除去

1. がれき、粗大ごみ等の処理

(1) 処理体制の確立

建設環境班及び長生郡市広域市町村圏組合事務局（環境衛生課）は、大量のがれき及び粗大ごみ等が発生した場合は、「災害廃棄物対策指針」又は「千葉県災害廃棄物処理計画」等に基づき発生量を推計し、処理体制の確立を図る。処理が困難な場合は、千葉県に協力を要請するとともに、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき他市町村及び一部事務組合間で相互に援助協力をを行う。

また、建築物の解体に伴うがれき及び粗大ごみ等の大量発生が予想されることから、県が締結した「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建築物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

(2) 処理方法

建設環境班は、仮置場（一次：青年館など各地域に指定、二次：資材置場）を確保し、可能な限

り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減して受け入れ後、長生郡市広域市町村圏組合事務局(環境衛生課)が適正に処理及び処分する。

なお、粗大ごみについては、長生郡市広域市町村圏組合が、粗処理・選別後、環境衛生センターごみ処理場に運搬して処理する。

また、住民やNPO・ボランティア等に対して、災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等を効果的な広報手段により周知するとともに相談窓口を設置するものとする。

なお、町長は、環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

2. 生活ごみの処理

(1) 処理施設における措置

長生郡市広域市町村圏組合事務局(環境衛生課)は、ライフラインの途絶、燃料の供給停止等により環境衛生センターごみ処理場の稼働が停止した場合は、関係市町村と連携し一時保管場所を確保するなどの措置をとるとともに、早期稼働に努める。

(2) 処理体制の確立

長生郡市広域市町村圏組合事務局(環境衛生課)は、処理施設の被害状況、避難場所の状況、道路の状況等を検討し、収集方法を決定する。

ごみの収集、処理は、長生郡市広域市町村圏組合及び委託業者が実施するが、対応できない場合は、他市町村及び関係団体に応援を要請する。

(3) 収集処理体制

長生郡市広域市町村圏組合は、生活ごみ(可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ等に区分)を収集し、環境衛生センターごみ処理場で処理する。

3. 障害物の除去

(1) 道路上の障害物の除去

建設環境班、千葉県(県土整備部)及び東日本高速道路株式会社は、所管する道路上の障害物の除去を行う。特に「緊急輸送道路1次路線」に指定される首都圏中央連絡自動車道及び国道409号については最優先に実施する。

(2) 河川の障害物の除去

建設環境班及び千葉県(県土整備部)は、所管する河川の障害物の除去を行う。

(3) 住宅関係の障害物の除去

建設環境班は、災害救助法に基づき、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木などで日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限り、応急的に障害物を除去する。

長南町で処理不可能な場合は、近隣市町村、千葉県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりである。

■住宅関係の障害物除去の対象者

- | |
|---|
| ① 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
② 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者
③ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者 |
|---|

除去は、建設事業者等に要請する。他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。

(4) 災害廃棄物、堆積土砂等の一体除去

災害により大量の土砂とがれきが混ざりあった状態で宅地に堆積し、堆積土砂排除事業（国土交通省）の対象となる土砂と災害等廃棄物処理事業（環境省）の対象となるがれきを一括除去する必要がある場合や、災害復旧事業（国土交通省、林野庁など）の対象となる道路等公共土木施設の土砂も一括除去する必要がある場合は、それらを分別せずに除去する「連携スキーム」の活用を検討する。

第3 環境汚染の防止

建設環境班は、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制を確立し、環境汚染防止体制の強化を図る。

なお、千葉労働局は、平時において、建築物の解体作業における作業員の健康被害を防止するため、アスベスト曝露防止措置の徹底を図るよう事業者に指導しているが、震災後においても、平時に準じた対応を行うよう事業者への指導に努める。

第4 動物対策

1. 死亡獣畜の処理

産業振興班は、家畜の死亡が確認された場合は、長生農業事務所の指導により、死亡した家畜等を処理する。

2. 放浪動物への対応

建設環境班は、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、長生保健所、千葉県動物愛護センター、千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携して必要な措置を講ずる。

3. ペットへの対応

避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。

避難所内へは、原則としてペットの持ち込みを禁止することとし、グラウンド等の屋外に飼育スペースを確保し、屋根等の施設整備に努めるとともに、ペットとの同行避難のルールを作成する。

建設環境班は、避難所での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、長生保健所及び千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。

なお、千葉県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施するが、町では、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報するなど、必要な対応を行う。

第11節 生活救援

項目	担当
第1 飲料水の供給	企画政策班、広域水道部
第2 食料の供給	総務班
第3 生活必需品の供給	総務班
第4 救援物資の受け入れ・管理	総務班、福祉班
第5 住家の被災調査・罹災証明の発行	税務住民班、消防本部
第6 住宅対策	建設環境班

第1 飲料水の供給

1. 飲料水の確保

町は広域水道部の協力を得て、次のように飲料水を確保する。

(1) 飲料水の確保

浄水場、配水場、備蓄するペットボトル等の飲料水を確保する。

(2) 家庭内備蓄の活用

地震発生当初は、病院、救護所等の重要施設への給水が優先される場合があるため、住民は家庭で備蓄する飲料水を活用する。

2. 給水方法

町は広域水道部の協力を得て、次のように給水活動を行う。

(1) 応急給水は拠点給水を原則とし、被害の状況に応じて運搬給水及び応急復旧の進捗に伴い設置仮設給水栓等により実施する。応急給水を行う給水拠点場所は町内の避難所とする。

(2) 飲料水供給期間は、災害救助法により災害発生の日から7日以内となっているが、必要に応じて延長する。

(3) 1人当たりの給水量は1日3ℓを基準とし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

■給水量の基準

時期	目標給水量 (1人1日分)	主な用途
地震発生～3日目	3リットル	飲料（生命維持に最小限必要）
4日目～10日目	20リットル	飲料、水洗トイレ、洗面等（日周期の生活に最小限必要）
11日目～20日目	100リットル	飲料、水洗トイレ、洗面、風呂、シャワー、炊事等（数日周期の生活に最小限必要）
21日目～	被災前の給水量 (約250リットル)	ほぼ通常の生活（若干の制約はある）

3. 給水広報

町は広域水道部と連携し、給水時刻、給水地点等を広報する。

また、家庭の備蓄水について、水質の変化、保存期間に十分に留意し、使用に際しては、煮沸又は滅菌するよう周知する。

第2 食料の供給

1. 備蓄の活用

地震発生当初は、家庭内備蓄、長南町の備蓄食料で対応することを基本とする。

2. 食料の確保

(1) 供給の対象者

食料の支給対象者は、次のとおりとする。

■食料供給の対象者

- ① 避難所に収容された者
- ② 全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等の被害があり炊事のできない者
- ③ 住家に被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する者
- ④ 旅行者、滞在者、通勤通学者で他に食料を得る手段のない者
- ⑤ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
- ⑥ 災害応急対策活動従事者

(2) 食料の確保

供給する食料は、弁当、パン、牛乳類とし、できる限り要配慮者に適した供給ができるように配慮する。乳幼児に対しては、原則として、粉ミルク販売業者等からの調達による粉ミルク（調整粉乳）とする。

総務班は、農協、商工会、災害協定の締結業者等に食料の供給を要請する。確保が困難なときは、千葉県に対して供給を要請する。

(3) 政府所有米穀の調達

政府所有米穀の調達は、町長が必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、農産局長と売買契約を締結したうえで、農産局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。ただし、当該米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により売買契約を締結するいとまがないと農産局長が認めるときは、売買契約の締結前であっても、受託事業者から引き渡しを受けることができる。

(4) 炊き出し

総務班は、弁当、パン等の調達が十分でない場合は、自主防災組織、赤十字奉仕団等の協力を得て炊き出しを実施する。その際には、食品衛生や食中毒の防止等に十分注意するように指導する。

3. 食料の供給

総務班は、食料の搬送を食料供給業者に要請する。避難所での配布は、避難所運営組織に一任する。

なお、避難所以外に自宅等で避難生活を余儀なくされている避難者への配布にも努める。

第3 生活必需品の供給

1. 備蓄の活用

地震発生当初は、家庭内備蓄、長南町の備蓄物資で対応することを基本とする。

2. 生活必需品の確保

(1) 供給の対象者

生活必需品の供給対象者は、次のとおりとする。

■生活必需品供給の対象者

住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる条件を満たす者

- ① 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- ② 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 調達の方法

総務班は、業者に生活必需品の供給を要請する。確保が困難なときは、千葉県に対して供給を要請する。

また、全国から寄せられる救援物資も供給する。

3. 生活必需品の供給

総務班は、生活必需品の搬送を生活必需品供給業者に要請する。避難所での配布は、避難所運営組織に一任する。

なお、避難所以外に自宅等で避難生活を余儀なくされている避難者への配布にも努める。

第4 救援物資の受け入れ・管理

1. 救援物資の要請

(1) 全国への要請

総務班は、備蓄や調達、応援要請によっても応急物資が不足すると判断した場合には、千葉県へ救援物資の要請を行う。救援物資の要請は、必要とする物資の内容、量、送付方法等について情報を提供する。

なお、救援物資の受け入れは、企業、団体からの物資のみとすることを原則とする。

(2) 日本赤十字社への要請

福祉班は、社会福祉協議会と連携して日本赤十字社に義援品の要請を行う。受付、整理、配布は、救援物資と同様に行う。

2. 救援物資の受け入れ

救援物資は登録制とし、必要がある時期に総務班が供給先に要請する。

総務班は、救援物資の集積場所を長南中学校体育館に開設する。集積された物資は、ボランティアの協力を得て、仕分け作業を行い各避難所へ配分する。

救援物資が大量に集積する場合は、物流事業者に管理、搬送を要請する。

第5 住家の被災調査・罹災証明の発行

1. 住家の被災調査

(1) 調査方法

税務住民班は、家屋の被害状況の把握及び罹災証明書を発行するために、全住家を対象に被災

調査を行う。被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・一部破損の区分として、調査を行う。

なお、火災により焼失した家屋等は、消防本部が消防法に基づき火災調査を行う。

また必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切かつ円滑な調査手法を検討する。

■住家の被災調査の概要

① 一次調査

外観目視により、外観の損傷状況、傾斜及び部位ごとの損傷程度等により被害の程度を判定する。

② 二次調査

一次調査結果に対する再調査の申請があった場合、外観目視調査及び内部立入調査を行い、被害の程度を判定する。

(2) 収集報告に当たって留意すべき事項

- ① 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連携に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、区長、住民組織等を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。
- ② 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、千葉県土地家屋調査士会や千葉県等に応援を求めて実施する。
- ③ 罹災世帯・罹災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等を照合し、正確を期する。

2. 罹災証明書の発行

税務住民班は、家屋の被害調査の結果に基づき、長南町保健センター1階多目的ホール（災害相談窓口）等において罹災証明書を発行する。

なお、火災による罹災証明書の発行は、消防本部が行う。

3. 被災証明書の発行

税務住民班は、災害により居住する住家以外の建物、車両及び家財等が被害を受けたことについて、被災者の届出に基づき被災証明書を発行する。

第6 住宅対策

1. 住宅の応急修理

建設環境班は、災害救助法に基づき災害のため住家が半焼、半壊又は準半壊し、の資力では応急修理ができない者に対して、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する。

修理の申込みは、相談窓口で受付を行い、必要性を調査した上で建設事業者との委託契約により実施する。

長南町で処理不可能な場合は、国、千葉県、近隣市町村及びその他関係機関の応援を得て実施する。

2. 応急仮設住宅の供給

(1) 需要の把握

建設環境班は、災害後に税務住民班が行なった被害調査の結果から仮設住宅の概数を把握する。
また、建設環境班は、災害相談窓口又は避難所において、仮設住宅入居の申し込みを受付ける。応急仮設住宅の入居対象者は、罹災証明の発行を受けているなど次の条件に該当する者である。

なお、これ以外の者への適用については、千葉県との協議により決定する。

■ 応急仮設住宅の入居対象者

次のすべての条件に該当する者

- ① 住家が全焼、全壊又は流失した者
- ② 居住する住家がない者
- ③ 自らの資力をもってしては住宅を確保できない者
 - 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等
 - 上記に準ずる者

(2) 用地確保

建設環境班は、応急仮設住宅の用地として、町営野球場、ゲートボール場、旧坂本青年館等公共用地を優先して確保し、ライフライン、交通等の利便性を考慮して選定する。不足が生じた場合には、民有地を借用する。

(3) 建設

災害救助法が適用されない場合、建設環境班は「千葉県応急仮設住宅マニュアル」に基づき仮設住宅を建設する。

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合、集会所等に使用できる施設を設置する。

また、応急仮設住宅として、高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置できる。

(4) 入居

建設環境班は、福祉班と連携し、要配慮者、住宅の困窮度等を考慮して入居者の選定を行う。

応急仮設住宅の供与期間は、原則として2年以内とし、その間、建設環境班は、応急仮設住宅の管理を行う。

3. 民間賃貸住宅等の借り上げ

千葉県は、災害救助法適用時、公的一時提供住宅及び応急仮設住宅を十分確保できない場合、関係団体と協力をし、応急仮設住宅の建設に代えて、借り上げにより民間賃貸住宅を提供できるよう努める。

建設環境班は、これに協力するとともに、町営住宅のほか、公営住宅、民間住宅の空き家の情報を収集する。

第12節 二次災害の防止

項目	担当
第1 被災建築物の応急危険度判定	建設環境班、一般社団法人千葉県建築士会、公益社団法人千葉県建築士事務所協会、千葉県
第2 がけ地等の危険防止	産業振興班、建設環境班、千葉県（長生土木事務所、北部林業事務所）
第3 被災宅地の危険度判定	建設環境班、千葉県（長生土木事務所）
第4 危険物施設等対策	消防本部、千葉県（長生地域振興事務所、長生保健所）、施設管理者
第5 放射線災害対策	施設管理者、消防本部

第1 被災建築物の応急危険度判定

1. 判定実施体制の確立

建設環境班は、被災した建築物について、余震等による二次災害を防止し、使用者・利用者等の安全を確保するため、役場に実施拠点を設置し、必要な判定資機材、ステッカー、調査区域の分担などの準備を行う。

また、千葉県に要請して一般社団法人千葉県建築士会、公益社団法人千葉県建築士事務所協会の応急危険度判定の有資格者を確保する。

2. 判定活動

判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（財団法人日本建築防災協会）に基づき目視点検により行う。判定の結果は、「立入り禁止」「要注意」「調査済」に区分し、建物の入り口に判定結果をステッカーで表示する。

判定は、避難所、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先的に行い、次いで共同住宅、戸建て住宅の危険度判定を実施する。

第2 がけ地等の危険防止

建設環境班及び産業振興班は、震度5強以上の地震が発生した場合、長生土木事務所、北部林業事務所並びに国と連携し、がけ地及び山地等の土砂災害警戒区域等の点検を行う。亀裂や一部崩壊が発生した場合は、建設業者等に協力を依頼し、土砂の撤去、二次災害防止のためのシート等による防護等を行う。

また、点検結果により周辺に危険が及ぶおそれがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、危険箇所への立ち入りを制限するとともに、避難指示等を行う。

なお、点検の実施に当たり住民などに不安を与えないように、点検の実施目的、実施期間、実施範囲及び作業内容等について、警察等関係機関・住民に対して事前に周知する。

第3 被災宅地の危険度判定

被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために被災宅地や土砂災害警戒区域等の危険度判定を行う。

建設環境班は、役場に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、千葉県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定

連絡協議会)等に基づき行い、判定の結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第4 危険物施設等対策

1. 施設の点検、応急措置

危険物施設、高圧ガス施設、毒物、劇物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。消防本部及び千葉県は、必要に応じて立入検査を行う。

2. 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに防災関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、消防本部は、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第5 放射線災害対策

1. 施設の点検、応急措置

放射性物質（放射性同位元素）を利用・保管する施設の管理者は、放射性物質の漏えいを防止するため、施設の点検、応急措置及び環境監視などを実施する。

2. 避難及び立入制限

放射性物質（放射性同位元素）を利用・保管する施設の管理者は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれのある場合には、速やかに防災関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、消防本部は、必要に応じ被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

なお、本節に定めのない放射性災害対策は、大規模事故編を準用する。

第13節 応援派遣要請

項目	担当
第1 自衛隊の災害派遣要請、受け入れ	総務班、企画政策班
第2 自治体等への応援要請	総務班、企画政策班
第3 広域消防応援体制	消防本部
第4 上水道事業体の相互応援	広域水道部
第5 労働力の確保	総務班
第6 広域防災拠点との連携	各班

第1 自衛隊の災害派遣要請、受け入れ

1. 災害派遣・撤収要請

(1) 派遣要請

本部長（町長）は、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を要求する。

(2) 派遣要請の手続き

本部長（町長）が知事に対して災害派遣要請を要求するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。通信の途絶等で知事に要求できないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知し、事後、所定の手続きを行う。

総務班は、これらの手続きを実施する。

■災害派遣要請の手続き

要請事項	① 災害の状況及び派遣を要請する事由
	② 派遣を希望する期間
	③ 派遣を希望する区域及び活動内容
	④ 連絡場所、連絡責任者、宿営地の状況等その他参考となるべき事項
連絡先	千葉県防災危機管理部危機管理課

■緊急の場合の連絡先

部隊名等	連絡責任者、電話番号	
	時間内（平日）8:30～17:00	時間外
陸上自衛隊 高射学校 （下志津駐屯地）	企画副室長 043-422-0221 内線 203	駐屯地当直司令 043-422-0221 内線 302
	千葉県防災行政無線 500-9631（当直司令 500-9633）	

(3) 撤収要請

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長（町長）は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。

2. 受入体制

総務班は、自衛隊の災害派遣要請を要求した場合、企画政策班に指示し、作業計画を作成し、次のような受入体制を整える。

また、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。

なお、集結場所は、長南町陸上競技場とする。

(1) 作業計画の作成

- ① 作業箇所及び作業内容
- ② 作業箇所別必要人員及び必要機材
- ③ 作業箇所別優先順位
- ④ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- ⑤ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(2) 資機材の準備

必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に関係のある管理者の了解を速やかにとりうるよう事前に配慮する。

(3) 施設の準備

派遣された部隊に対し、次の施設等を準備する。

- ① 本部事務室
- ② 宿营地
- ③ 材料置場、炊事場（野外の適切な広さ）
- ④ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）
- ⑤ 指揮連絡用ヘリコプター発着場

機 種	必要地積（最小）
OH-6J×1	約 30m×30m
UH-1H×1	約 36m×36m
UH-60×1	約 50m×50m
CH-47×1	約 100m×100m

注：四方向に障害物のない広場のとき

(4) 交渉窓口

- ① 連絡窓口を一本化する。
- ② 自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。

3. 自衛隊の活動

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ない事態と認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、概ね次のとおりとする。

■自衛隊の支援活動

① 被害状況の把握	② 避難の援助
③ 遭難者等の捜索救助	④ 水防活動
⑤ 消防活動	⑥ 道路又は水路の啓開
⑦ 応急医療、救護及び防疫	⑧ 人員及び物資の緊急輸送
⑨ 炊飯及び給水	⑩ 物資の無償貸与又は譲与
⑪ 危険物の保安及び除去	⑫ その他

4. 自衛隊の自主派遣

自衛隊においては、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

■自衛隊自主派遣の判断基準

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
- ② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
- ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること
- ④ その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること

5. 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として長南町が負担するものとする。

ただし、他市町村にわたって活動した場合の負担割合は、当該市町村長と協議して定める。

- ① 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- ④ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と町が協議する。

第2 自治体等への応援要請

1. 千葉県への応援要請

本部長（町長）は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要求及び応急措置の実施の要請を行う。総務班は、これらの手続きを実施する。

■千葉県への応援要請手続き

要 請 先	千葉県防災危機管理部危機管理課	
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、防災行政無線で行い、事後文書送付）	
応援の要求	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害の状況 ② 応援を必要とする理由 ③ 応援を希望する物資等の品名、数量 ④ 応援を必要とする場所・活動内容 ⑤ その他必要な事項 	災害対策基本法第68条

県は、災害即応体制時からあらかじめ選定した職員を情報連絡員として町に派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集するため、総務班は情報連絡員の受け入れ、連絡調整を円滑、適切に行う。

また、県は、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対して県職員の派遣やプッシュ型支援を計画しており、被害等の情報収集、災害対策本部の運営、必要最低限の水、食料、生活必需物資等の供給、物資の仕分け、避難所運営、罹災証明書の交付等の支援が本町に対して積極的に行われることがある。

2. 応急対策職員派遣制度の活用

本部長は、総務省の応急対策職員派遣制度による総括支援チーム^{※1}、対口支援チーム^{※2}の支援が必要と認める場合、県に支援チームの派遣を要請する。

※1 災害マネジメントを支援するチーム

※2 避難所運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務を支援するチーム

3. 指定地方行政機関等への応援要請

本部長（町長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関若しくは特定公共機関（指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して町域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するもの）の長に対し、職員の派遣要請、又はその派遣について千葉県知事に対しあつせんを求める。総務班は、これらの手続きを実施する。

■指定地方行政機関等への応援要請手続き

要 請 先	指定地方行政機関又は特定公共機関（あつせんを求める場合は千葉県）	
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、防災行政無線で行い、事後文書送付）	
職員派遣・あつせん要請	① 派遣の要請・あつせんを求める理由 ② 職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤ その他職員の派遣・職員の派遣のあつせんについて必要な事項	派遣：災害対策基本法第29条 あつせん：災害対策基本法第30条 地方自治法第252条の17

4. 県内市町村との相互応援

県内で大規模地震等の災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、消防以外の分野に関し「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、他市町村長に応援を要請する。総務班は、これらの手続きを実施する。

■県内市町村への応援要請手続き

要 請 先	要請先市町村（複数にわたる場合は知事）	
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、防災行政無線で行い、事後文書送付）	
要請事項	① 被害の状況 ③ 応援の具体的内容及び必要量 ⑤ 応援場所及び応援場所への経路 ⑥ 前各号に掲げるものの他必要な事項	② 応援の種類 ④ 応援を希望する期間
応援の種類	① 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ③ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 ④ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 ⑤ 被災者の一時収容のための施設の提供 ⑥ 被災傷病者の受入れ ⑦ 死体の火葬のための施設の提供 ⑧ ごみ・し尿等の処理のための施設の提供 ⑨ ボランティアの受付及び活動調整 ⑩ 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項	

5. 長生郡市自治体との相互応援

長生郡市の地域において広域的な大規模災害が発生した場合に、長生郡市広域防災対策協議会を構成する市町村に避難の受け入れ、食料、資機材の提供、仮設住宅用地の提供等の支援を要請する。

6. 応援隊の受け入れ・活動支援

応援隊の集結地は、長南町陸上競技場とし、総務班が受け入れを行い、各班からの応援要請に基づき応援者を配分する。各活動現場においては、各班が応援者の業務について対応する。

なお、応援隊の宿泊施設は長南町体育館とし、食料、資機材等は、応援隊が手配することを原則とする。

第3 広域消防応援体制

1. 広域消防応援体制

本部長（町長）は、県内消防本部による広域な応援を必要と認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定書」及び「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき他市町村の消防本部による応援を要請する。また、災害の状況から緊急消防援助隊の応援が必要と判断した場合は、速やかに「千葉県緊急消防援助隊受援計画」に基づき応援を要請する。

2. 消防機関の受け入れ

広域消防本部消防長は、集結地を長南町陸上競技場として、応援派遣部隊の受け入れ及び指揮、運用を行う。

3. ヘリコプターの派遣要請

広域消防本部消防長は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援・千葉県事前計画」及び「千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱」に基づき、ヘリコプターの派遣を要請する。

第4 上水道事業体の相互応援

広域水道部は、災害時の給水等の応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、他の水道事業体等に応援要請をする。

第5 労働力の確保

1. 求人の申込

本部長（町長）は、災害応急措置の実施において作業員等を必要とするときは、茂原公共職業安定所長に対し、所定の申込書により求人の申込をする。総務班は、これらの手続きを実施する。

2. 求職者の紹介

本部長（町長）は、条件に該当する求職者を最優先で紹介し、該当する求職者が存在しない場合には、他都道府県公共職業安定所への依頼を含めて、求職者の開拓に努めるよう茂原公共職業安定所長に対し、要請する。

第6 広域防災拠点との連携

県は、大規模な自然災害発生時に「千葉県大規模災害時応援受援計画」（平成28年3月策定 令

和3年9月修正)に基づいて広域防災拠点を設置し、県外からの救援部隊、医療救護活動、救援物資、ボランティアの受け入れ等を円滑に行う計画である。

このため、県が広域防災拠点を設置した場合、町(各班)はこれらの拠点と連携して広域応援等の受け入れを円滑に行う。

また、町が管理する施設(長南町陸上競技場)に広域防災拠点が設置された場合は、「千葉県広域防災拠点施設の利用に関する協定」に基づき、施設の開錠等、拠点施設の利用に必要な協力を行う。

■長南町が属するゾーンの広域防災拠点

支援ゾーン	拠点の種類	施設名	備考
長生・夷隅 ゾーン	広域活動拠点等 (救援部隊の受入)	いすみ市文化とスポーツの森 大多喜町B&G海洋センター 県立長生の森公園 睦沢町総合運動公園 長南町陸上競技場	自衛隊、消防、警察 自衛隊 自衛隊、消防、警察 自衛隊 自衛隊
	災害拠点病院等 (DMATの受入等)	-	※近隣の災害拠点病院 が対応
	広域物資拠点(救援物 資の受け入れ・管理等)	民間営業倉庫	
海匠・山武・ 長生地域	広域災害 ボランティアセンター	九十九里広域災害ボラン ティアセンター	さんぶの森公園

第14節 生活関連施設等の応急対策

項目	担当
第1 上水道施設	広域水道部
第2 電力施設	東京電力パワーグリッド株式会社
第3 ガス施設	ガス班
第4 通信施設	東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社
第5 道路・橋梁	建設環境班、千葉県（長生土木事務所）、東日本高速道路株式会社
第6 バス	企画政策班、小湊鉄道株式会社

第1 上水道施設

広域水道部は、応急活動体制を確立し生活用水の確保と応急復旧に対応する。

なお、広域水道部では対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県内水道事業者等の応援を得て復旧を行う。

応急復旧に当たっては、被害状況を把握し応急復旧対策を確立し、次の優先順位で復旧を行う。

- ① 取水、導水、浄水、配水施設の復旧
- ② 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路

第2 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、「非常災害対策基本マニュアル」に基づき、地震その他非常災害に対する会社の組織及び運営について定め、人身事故の防止並びに設備被害を早期に復旧する。

また、感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞、WEB、SNS及びインターネット等を通じて、次の事項に注意するよう広報活動を実施するとともに、広報車、防災行政無線等により直接該当する地域へ周知する。

特に大規模停電の発生時には、災害協定に基づいて連絡調整員を町本部に派遣し、停電復旧作業及び道路障害物除去作業、電源車の配備、重要施設の優先復旧、停電に関する広報活動及び停電復旧に関する住民対応へのサポートに関する情報連携を行う。

なお、災害発生時においても、需要家サービス並びに治安維持のため原則として送電を継続するが、浸水、建物倒壊により送電することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は送電不能が予想される場合は、送電を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ退避する。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

■電気に関する広報事項

- ① 無断昇柱、無断工事をしないこと
- ② 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに東京電力パワーグリッドコンタクトセンターへ通報すること
- ③ 断線垂下している電線には絶対に触らないこと
- ④ 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること
- ⑤ 屋外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること
- ⑥ 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと
- ⑦ その他事故防止のための留意すべき事項

第3 ガス施設

ガス班は、非常事態発生後、可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先する。病院等の社会的な重要度の高い施設については、優先的に復旧する。

災害発生時には、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じて、被害地区におけるガス機器使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止区域の復旧の見通しについて広報を行う。

なお、対応は「長南供給所管理者の地震発生時の業務フロー」「地震計の操作方法」等による。

第4 通信施設

電話等通信は災害時における情報の収集、伝達手段として住民はもとより、行政等災害対策関係者にとって必要不可欠なものであるため、東日本電信電話株式会社等の通信事業者は、通信施設の速やかな復旧対策を講じる。

また、震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

■電話に関する広報事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 通信途絶、利用制限の理由と内容 ② 災害復旧措置と復旧見込時期 ③ 通信利用者に協力を要請する事項 ④ 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板、音声お届けサービスの提供開始 |
|---|

第5 道路・橋梁

各道路管理者は、緊急輸送道路1次路線など交通上重要と認められるものや民生の安定上必要あるものについて最優先に所管の道路、橋梁等について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じる。

また、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁について、緊急輸送道路1次路線など交通上重要と認められるものや民生の安定上必要がある路線を最優先に応急復旧し、道路の機能確保に努める。

なお、ライフライン施設の復旧における道路法の事務手続きについては、「災害時等における道路法の許可等に関する事務取扱いについて」に基づき、迅速な対応を図る。

第6 バス

小湊鉄道株式会社は、地震が発生し、運行が危険と判断した場合、速やかに安全と思われる場所に停車し、旅客の安全を確保する。

旅客の身に危険が及ぶと判断した場合は、所属営業所管理者の指示を得て、最寄りの長南町指定の避難場所へ誘導する。

なお、長南町巡回バスについては、企画政策班の指示及び委託業者の運行中の災害時対応マニュアル等による。

第15節 教育対策・保育対策

項目	担当
第1 災害発生時の対応	福祉班、学校教育班、各学校
第2 応急教育	学校教育班、各学校
第3 応急保育	福祉班
第4 文化財の保護	生涯学習班

第1 災害発生時の対応

1. 児童・生徒の安全確保

学校長等は、地震が発生した場合、児童・生徒の安全を確認する。施設の被害、火災等が発生した場合は、安全な場所に避難させる。児童・生徒は、保護者の引き取りがあるまで、一時的に保護する。学校教育班及び福祉班は、児童・生徒等の状況について把握する。

2. 施設の被害調査

施設の被害状況等については、各学校長若しくは施設の管理者が、速やかに調査する。学校教育班及び福祉班は、施設の被害状況について把握する。

3. 安否の確認

休日、夜間に地震が発生した場合は、各学校等の教職員で、児童・生徒の安否を確認する。学校教育班及び福祉班は、これら安否情報について把握する。

第2 応急教育

1. 応急教育計画の作成

学校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整し、応急教育計画を作成する。

作成した応急教育計画は、学校教育班に報告し、決定次第速やかに保護者及び児童・生徒に周知徹底を図る。

2. 災害復旧時の体制

学校長等は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童・生徒に対しては被災状況を調査し、学校教育班と連携し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。

また、災害の推移を把握し、学校教育班と緊密に連絡の上、平常授業に戻るよう努める。

なお、避難所等に学校を提供するため、長期間学校が使用不可能な場合は、学校教育班に連絡し他の公共施設の確保を図るなど、早急に授業の再開ができるよう努める。

3. 応急教育

(1) 応急教育の実施

学校長等は、大規模地震発生後は、臨時休校の措置をとる。その後、応急教育計画に基づき学校等へ収容可能な児童・生徒は、授業等の一部を再開し、それまでの間は臨時登校等の措置をとる。

また、学校教育班は、他市町村へ避難する児童・生徒について、教職員の分担を定めて就学手続きの臨時的措置をとるとともに、避難した地域ごとに実状の把握に努め、必要がある場合は避難先を訪問するなどの措置をとる。

(2) 学校給食の措置

学校教育班は、学校再開に合わせ、学校給食が再開できるように努める。再開する場合は、給食所等施設設備の消毒、調理関係者の健康管理等、衛生に十分留意する。

(3) 健康管理

学校教育班は、災害の状況により、被災した学校等の教職員及び児童・生徒に対し感染症予防接種並びに健康診断、心のケアについて、長生保健所及び学校医、関係機関等と協議し実施する。

(4) 教科書・文房具・通学用品の調達・支給

学校教育班は、災害により学用品を失った児童、生徒に対し、必要な教材、学用品を給与する。

第3 応急保育

福祉班は、保育所等の被害状況を把握し、既存施設において保育の実施ができない場合、臨時的な保育所を設け、保育を実施する。

交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育所で保育する。

また、被災者の復旧を支援するため、放課後児童クラブ等においては被災者の児童を一時的に預かる応急保育を実施する。

第4 文化財の保護

文化財に被害が発生した場合、生涯学習班は、被害状況を調査し、その結果を千葉県指定の文化財にあつては千葉県教育委員会へ、国指定の文化財にあつては千葉県教育委員会を經由して、文化庁へ報告する。

また、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講ずる。

第16節 ボランティアへの対応

項目	担当
第1 ボランティア受入体制	福祉班、長南町社会福祉協議会
第2 ボランティア活動	福祉班、各班、長南町社会福祉協議会

第1 ボランティア受入体制

1. 災害ボランティアセンターの設置

長南町社会福祉協議会は、福祉班と連携して、ボランティア活動の調整機関として災害ボランティアセンターを長南町保健センター内に設置する。

災害ボランティアセンターの業務は、次のとおりである。

なお、ボランティア活動については、その自主性を尊重し、活動方針や運営については災害ボランティアセンター自らの決定に委ねる。

- ① ボランティアの登録及び管理
ボランティアの登録及び管理を行う。
- ② ボランティア団体に関する情報の収集と連絡調整
ボランティア団体の情報収集及びボランティア団体間の調整を行う。
- ③ ボランティアの派遣
長南町災害対策本部からの依頼あるいはニーズの調査に基づき、ボランティアの派遣を行う。
- ④ ボランティアの募集
ボランティアの募集について、広報紙、マスコミ等を通じて行う。
- ⑤ ボランティアの感染症対策
感染症が懸念される状況においてボランティアの募集範囲を拡大する場合は、被災者のニーズや意見などを踏まえ、関係団体と協議を行う。

2. ボランティアニーズの把握

長南町社会福祉協議会及び福祉班は、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

3. 長南町と災害ボランティアセンターとの調整

長南町社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの運営に協力するとともに、長南町災害対策本部との連絡・調整にあたる。調整事項は、概ね次の事項である。

- ① 災害ボランティアセンターの設置の協議
- ② 町内被害状況に関する情報の提供
- ③ 対策実施状況に関する情報の提供
- ④ 千葉県が派遣する専門ボランティアの受付業務（※活動調整は、各活動担当班が行う。）
- ⑤ 報道機関などへボランティア活動に関する情報の提供
- ⑥ 災害ボランティアセンターに必要な資材、器材、活動資金などの提供
- ⑦ 災害ボランティアセンターとの連絡調整

4. 千葉県災害ボランティアセンターの活動

千葉県災害ボランティアセンターは被災市町村と調整のうえ人員を派遣する。被災地周辺市町村は千葉県災害ボランティアセンターの指示により被災市町村へ人員を派遣する。

5. ボランティアへの支援

(1) 食事や宿泊場所

ボランティアの食事・宿泊場所は、ボランティア自らが確保することを原則とする。

なお、長南町で対応が困難な場合は、近隣市町村、県及びその他の機関の応援を得て実施するものとする。

(2) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う活動場所までの交通費、活動に必要な事務用品等の経費は、その必要性に応じてボランティアを受け入れる長南町が負担する。

第2 ボランティア活動

災害時のボランティア活動にはさまざまな活動分野が求められているため、職能によって専門分野と一般分野に大別し、それぞれ次のような分野を担当するものとする。

なお、専門ボランティアについては、各担当班が中心となって、また、一般ボランティアについては、災害ボランティアセンターがそれぞれ対応する。

■ボランティアの活動

専門ボランティア	一般ボランティア
① 救護所等での医療、看護	① 避難所の運営補助
② 被災建築物の応急危険度判定	② 炊出しや食料、飲料水などの受入・配給
③ 被災宅地の危険度判定	③ 救援物資や義援品の仕分け
④ 外国語の通訳	④ 要配慮者の介助補助
⑤ 被災者への心理治療	⑤ 被災地の清掃
⑥ 要配慮者の介護	⑥ その他被災地における軽作業など
⑦ その他の専門的知識、技能を要する活動等	

第17節 要配慮者への対応

項目	担当
第1 避難行動要支援者の安全確保	福祉班、消防本部、長南町社会福祉協議会
第2 要配慮者への支援	福祉班、長南町社会福祉協議会
第3 社会福祉施設入所者等への支援	福祉班、社会福祉施設管理者

第1 避難行動要支援者の安全確保

福祉班は、民生委員、近隣住民、区長、ボランティア等の協力を得て避難行動要支援者の安否確認を行い、避難支援が必要な場合は、避難支援を指示し、実行する。

第2 要配慮者への支援

1. 避難所における支援

福祉班は、要配慮者に対する援護対策のニーズを把握し、長南町社会福祉協議会等の福祉関係団体・事業者、避難所自主運営組織、ボランティア等の協力を得て、次にあげる対策を行う。

① 施設

障がい者用仮設トイレ、携帯トイレ、ベッド、間仕切りなどの設備の設置、騒音や出入り口等の配慮を行う。

② 生活必需品、食料

要配慮者に配慮した食料、介護ケア用品を供給する。

③ 介護支援

必要なケアサービスを確認し、ボランティア等による介護等を行う。

2. 社会福祉施設等への入所

福祉班は、避難所で介護等が困難な要配慮者を、可能な限り社会福祉施設等へ入所させるため、福祉施設等に受け入れを要請する。

3. 巡回相談等の実施

福祉班は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地等において、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員、ケースワーカー、ボランティア等の専門家の協力によるホームヘルプサービス、要介護者への巡回相談等に努める。

4. 在宅福祉サービスの継続的提供

福祉班は、被災した要援護高齢者、障がい者等に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。デイサービスセンター等の社会福祉施設の早期再開に努め、高齢者や障がい者等に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。

5. 福祉避難所の設置

本部長（総務班）は、避難生活が長期化する場合等、必要と認める場合には、避難所での生活が困難な要配慮者を収容する福祉避難所の開設を判断する。福祉班は、福祉避難所を農村環境改善センターに開設し、要配慮者を収容する。

また、町内外の福祉施設、宿泊施設に福祉避難所を開設し、一時的に入所させる措置をとる。

第3 社会福祉施設入所者等への支援

1. 安全確保

施設管理者は、入所者・利用者の安否を確認し、負傷した場合は、救護所等に移送する。

火災が発生した場合、職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の住民等の協力を要請する。

福祉班は、社会福祉施設の状況を把握し、避難等の支援を行う。

2. 施設における生活の確保

災害によりライフライン等が断たれ、食料、飲料水、生活必需品等が供給できなくなった場合、原則として施設管理者が対応するが、緊急を要する場合は、長南町が必要な支援を実施する。

第18節 帰宅困難者・滞留者への対策

項目	担当
第1 帰宅困難者・滞留者対策の実施	施設管理者
第2 長南町の支援	企画政策班、各班

第1 帰宅困難者・滞留者対策の実施

事業所従業員、大規模集客施設、ゴルフ場等の利用者等が道路支障や公共交通機関の不通によって、自力で帰宅することが困難となった場合、その対応は、各施設の管理者が実施することを原則とし、長南町及び関係機関が連携して必要な支援を行う。

各施設の管理者等は、従業員や利用者等の一斉帰宅行動を抑制するため、一時的に事業所等に収容、そのための食料や飲料水等の備蓄や安否確認方法の体制整備に努める。

また、長南町、警察等と連携し、被災状況や復旧の見通しなどの情報を提供する。

第2 長南町の支援

帰宅困難者対策として、平常時から「首都直下地震対策大綱」で示された「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

企画政策班は、各班が収集した被災状況や道路、交通機関の状況などの帰宅支援情報を各施設の管理者等に対して一括して提供する。

第19節 災害救助法の適用

項目	担当
第1 災害救助法の適用基準	総務班
第2 災害救助法の適用手続き	総務班、千葉県（長生保健所）
第3 災害救助法による救助の実施者	各班
第4 救助に係る費用の請求等	各班

第1 災害救助法の適用基準

1. 災害救助法の適用基準

(1) 災害が発生した場合

災害が発生した場合の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の1～4号の規定による。長南町における具体的適用基準は、次のとおりである。

■災害救助法の適用基準

指標となる被害項目		適用の基準	該当条項
住家等への被害が生じた場合	町内の住家が滅失した世帯の数	40以上	法第1条 第1項第1号
	県内の住家が滅失した世帯の数	2,500以上	法第1条 第1項第2号
	そのうち町内の住家が滅失した世帯の数	20以上	
	県内の住家が滅失した世帯の数	12,000以上	法第1条 第1項第3号 前段
そのうち町内の住家が滅失した世帯の数	多数		
	災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める次の特別の事情がある場合で、かつ、住家の滅失世帯数が多数のもの ・被災者について食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。	多数	法第1条 第1項第3号 後段 内閣府令第1条
生命・身体への危害が生じた場合	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める次のいずれかの基準に該当するもの ・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 ・被災者について食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。	—	法第1条 第1項第4号 内閣府令第2条 第1項第1号 内閣府令第2条 第1項第2号

(2) 災害が発生するおそれがある場合等

国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、長南町がその所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときに適用される。

2. 被害の認定基準

住家の滅失、半壊等の認定は、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」による。

住家が滅失した世帯の算定は、住家の全壊（全焼、流失）した世帯を基準とする。半壊等について

の帳簿をとりまとめ、千葉県「災害救助の手引」に基づき県に報告する。

また、災害救助法に基づき、町長が委任を受けて実施する救助に要する費用は、一時的に繰替支弁を行った後、県に対し災害救助費繰替支弁負担金の請求を行う。

なお、町社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを開設した場合、ボランティアの調整事務にかかる関係帳簿の作成及び整理を行うとともに、支払証拠書類の整理・保管を行う。

第4章 災害復旧計画

第1節 生活安定のための措置

項目	担当
第1 被災者の生活確保	会計班、総務班、税務住民班、福祉班、長南町社会福祉協議会、茂原公共職業安定所、日本郵便株式会社、住宅金融支援機構
第2 事業者等への融資	産業振興班

第1 被災者の生活確保

1. 雇用の確保

茂原公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職のあっせんを行う。

- ① 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- ② 公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施
- ③ 職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等の活用
- ④ 雇用保険の失業給付に関する特例措置

2. 被災者台帳の作成・利用

総務班、税務住民班及び福祉班は、被災者への支援を漏れなく行うために、被災者の被害状況、支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を集約した被災者台帳を作成し、次のいずれかに該当すると認めるときは、被災者台帳を利用する。

- ① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- ② 被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
- ③ 他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への支援に必要な限度で利用するとき

なお、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

3. 税等の減免等

町税条例、県税条例等の規定に基づき、被災した町税及び県税等の納付義務者（以下「被災納税者等」という。）に対し、町税等の災害救済措置として、期限の延長及び減免について速やかに適切な措置を講ずるものとする。税務住民班及び福祉班は、次の措置をとる。

(1) 期限の延長

災害により納税義務者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は納付若しくは納入することができないと認めるときは、町長は適用地域及び期日を指定してその期限を延長するものとする。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が町税等を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき法令等に定められている期間において、徴収を猶予する。

(3) 滞納処分等の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分等の執行の停止、換価の猶

予、延滞金の減免等適切な措置を講じる。

(4) 減免

被災納税者等の申請に基づき、減免する。

(5) 保育料の減免等

福祉班は、災害等の特別な事由により保育料負担者が保育料の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その事由がやむまでの間、保育料の全部又は一部を減免する。

4. 災害弔慰金等の支給等

(1) 災害弔慰金の支給

福祉班は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給

福祉班は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障害がある住民に対して災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害援護資金の貸付け

福祉班は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

5. 生活福祉資金の貸付

長南町社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付事業制度要綱に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。

なお、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

6. 郵便物の特別取扱い

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

■日本郵便株式会社における措置

- 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- 災害時における窓口業務の維持
- 災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

7. 公共料金の特例措置

各公共機関は、被害を受けた住民の生活を支援するため、災害の規模に応じ公共料金等の支払いについて特例措置をとる。

8. 介護保険における対応

福祉班は、災害によって被害を受けた被保険者に対して、認定更新申請期限の延長、給付差し止め等の緩和、給付割合の変更等の対応をとる。

9. 公営住宅の建設等

(1) 災害公営住宅の建設

大規模災害により住宅を失った被災者のうち低額所得者は、災害により特に住宅に困窮する状況におかれることが想定される。このため、公営住宅法に基づく災害の場合の公営住宅の建設等に係る国の補助の特例等に係る制度をより積極的に利用することにより、災害公営住宅の迅速かつ的確な供給を図ることができるよう、国、千葉県などに協力を要請する。

これに対し、千葉県は適切に指導・支援を実施する。

(2) 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、住宅の建設又は購入及び自宅の補修に対し融資を行う。

10. 義援金の取扱い

(1) 義援金の受入と保管

会計班は、義援金を受け入れる口座を指定金融機関に開設し、長南町に送付された義援金を保管する。

また、日本赤十字社等を通じて配分された義援金を受け付ける。

(2) 義援金の配分

福祉班は、義援金の配分について災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮して決定する。千葉県に災害義援金配分委員会が設置された場合は、その基準に従う。

日本赤十字社義援金も災害義援金配分委員会の協議によって配分される。

11. 被災者生活再建支援金の支給

福祉班は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、被災者生活再建支援金が支給されるよう必要な手続きを行う。

また、被災者生活再建支援法による支援金の支給対象とならない世帯であっても、一定の要件に該当する場合には、千葉県被災者生活再建支援事業に基づいて同法と同等の支援金の支給を行う。

(1) 被災世帯

自然災害により被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金が支給される。

- 居住する住宅の全壊した世帯
- 居住する住宅が半壊又は敷地に被害が生じ、解体する世帯
- 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- 住宅が半壊し、相当規模の補修をしなければ居住が困難な世帯（中規模半壊世帯）

(2) 対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害

- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- ⑤ ③又は④の都道府県に隣接する都道府県内の市町村で、①～③のいずれかの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害又は2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

(3) 被災者生活再建支援金の支給

支給は、被災世帯となった世帯主による申請により行われる。支給金額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

なお、支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額 （全壊・解体・長期 避難・大規模半壊）	200万円	100万円	50万円
支給額 （中規模半壊）	100万円	50万円	25万円

(4) 千葉県被災者生活再建支援事業

① 被災者生活再建支援法の対象とならない次の災害で被害を受けた世帯に、上記と同等の支援金を支給する。

- ・ 県内で全壊が10世帯以上の災害（県内すべてを対象）
- ・ 1市町村で全壊が5世帯以上の災害（当該市町村を対象）
- ・ 連単する市町村の合計で全壊10世帯以上の災害

② 本事業の実施主体は、市町村とする。（費用負担：県8/10、市町村2/10）

第2 事業者等への融資

災害の状況に応じて、次のような資金融資の措置及び利用について住民に周知する。

1. 中小企業者への融資資金

産業振興班は、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定のため、復旧に必要な資金並びに事業費の融資等の支援策について、商工会等との連携を図り広報等を行う。

2. 農林業者への融資資金

産業振興班は、農林業者に対する災害の応急復旧に係る各種融資制度について周知する。

第2節 生活関連施設の復旧計画

項目	担当
第1 災害復旧事業	各班
第2 国の財政援助等	各班

第1 災害復旧事業

長南町は、国及び千葉県と連携して災害による被害の再発防止に努め、単なる原形復旧にとどまらず必要な改良を行うなど将来の災害に備えるため、法律に基づいて災害復旧事業計画を策定し復旧事業にあたる。

長南町が実施する災害復旧事業又はその他関係事業は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び千葉県が全部又は一部を負担又は補助して行われる。

第2 国の財政援助等

財政の援助及び助成は、適正かつ速やかに行うものであるが、法律等により国がその費用の全部又は一部を負担し、又は補助する災害復旧事業については、主務大臣が行う災害復旧事業費の決定を、都道府県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査の結果に基づき行うこととなっている。

法又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる法律並びに災害復旧事業は次のとおりである。

1. 法律により一部負担又は補助するもの

国が財政の援助を行う法律及びその対象となる事業は、次のとおりである。

■復旧事業の概要

法 律	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、公園の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧事業
土地区画整理法	災害により急施を要する土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関災害復旧事業、感染症予防事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理にかかる費用の一部
予防接種法	臨時に行う予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、林業用施設、共同利用施設の復旧事業
水道法	上水道施設の復旧事業
道路法	道路の復旧事業
河川法	河川の復旧事業
生活保護法	生活保護施設復旧事業

法 律	補助を受ける事業
児童福祉法	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法	身体障害者社会参加支援施設復旧事業
老人福祉法	老人福祉施設復旧事業
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設復旧事業
売春防止法	婦人保護施設復旧事業
砂防法等	土砂災害防止対策

2. 激甚災害に係る財政援助措置

長南町及び千葉県は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚の基準については、激甚災害指定基準と局地激甚災害指定基準の2つがあり、この基準により指定を受ける。

長南町は、千葉県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、千葉県各部局に提出するものとする。

激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
ア 公共土木施設災害復旧事業
イ 公共土木施設災害関連事業
ウ 公立学校施設災害復旧事業
エ 公営住宅等災害復旧事業
オ 生活保護施設災害復旧事業
カ 児童福祉施設災害復旧事業
キ 老人福祉施設災害復旧事業
ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業
コ 婦人保護施設災害復旧事業
サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
シ 感染症予防事業
ス 堆積土砂排除事業
セ 湛水排除事業
(2) 農林水産業に関する特別の助成
ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
キ 森林災害復旧事業に対する補助
(3) 中小企業に関する特別の助成
ア 中小企業信用保険法（昭和25年12月14日法律第264号）による災害関係保証の特例
イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
ウ 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例
(4) その他の財政援助措置

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
- オ 水防資材費の補助の特例
- カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ク 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ケ 雇用保険法（昭和49年12月28日法律第116号）による求職者給付の支給に関する特例

第3節 災害復興計画

市街地が壊滅的な被害をうけた場合、再び地震による災害を被らないためには、安全で快適な都市空間を確保して新たな社会資本を整備し、「災害に強いまち」を形成する必要がある。

このため、円滑で計画的な復興の進め方や都市像・地域像、モデルプランなどについて、住民により培われた地域文化や歴史を十分に踏まえ、そこに住む人々のコミュニティを基本としたまちづくりを行う。

復興まちづくりを行うに当たっては、町民の生活や地域（都市）の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やか、かつ計画的に実施するための臨時の組織として、長南町に復旧・復興本部を設置し、長南町・住民・事業所で協力して行う。

また、復興担当を決め、復興のための基本方針、基本計画、合意形成の推進等を図る。

さらに、「くらしの復興」「都市の復興」「住宅の復興」「産業の復興」の各分野における種々の復興事業推進のため、復興財源の確保に努める。

なお、大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災市となった場合は、必要に応じて県と共同して国の基本方針に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。また、特定大規模災害等による被害により、行政機能の低下や専門知識を有する職員が不足する場合は、同法に基づき、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について県知事に対して代行を要請するほか、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要の人員が中長期的に不足する場合は、同法に基づき、関係地方行政機関の長又は県知事に対して職員の派遣又はそのあつせんを要請する。

附編 南海トラフ地震に係る周辺地域として
の対応計画

第1節 基本方針

これまで、東海地震は国内で唯一予知の可能性があるとされてきたが、中央防災会議は平成 29 年 9 月に確度の高い地震予測は困難と判断し、東海地震関連情報の発表は行われなかったこととなった。

一方、東海地震の想定震源域を含む南海トラフ巨大地震については平成 29 年 11 月から「南海トラフ地震に関連する情報」（以下「南海トラフ地震関連情報」という。）の運用が開始され、南海トラフ地震が発生する可能性が高まった場合には津波からの事前避難などを促す情報を発表することとなった。

長南町域は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域には該当せず、南海トラフ地震に伴う本町の震度は最大 5 弱程度と予想されているが、南海トラフ地震に関連する情報の発表に伴う社会的な混乱も懸念されている。

そこで社会的混乱及び被害を最小限にとどめることを目的として、南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画を策定する。

ただし基本的な防災活動に関する内容は本編第 3 章の計画と重複するため、ここでは気象庁からの南海トラフ地震関連情報を受けてから地震が発生するまで、又は南海トラフ地震関連情報が終了するまでの間の防災活動を中心に簡潔に示すこととする。

■南海トラフ地震関連情報の種類と対応

情報名・発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件 ▶南海トラフ地震防災対策推進地域での防災対応	
南海トラフ地震臨時情報	地震発生等から 5～30 分程度	(調査中) 下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内 ^{※1} でマグニチュード 6.8 以上 ^{※2} の地震 ^{※3} が発生 ○1 カ以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測	
	地震発生等から最短で 2 時間程度	巨大地震注意	○監視領域内 ^{※1} において、モーメントマグニチュード ^{※4} 7.0 以上の地震 ^{※3} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合 ▶日頃からの地震への備えを再確認する等
		巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合 ▶日頃からの地震への備えを再確認する等 ▶地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ▶地震発生後の避難開始では明らかに避難を完了できない地域の住民は避難
南海トラフ地震関連解説情報	(調査終了)	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合 ▶大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）	

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。

※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。

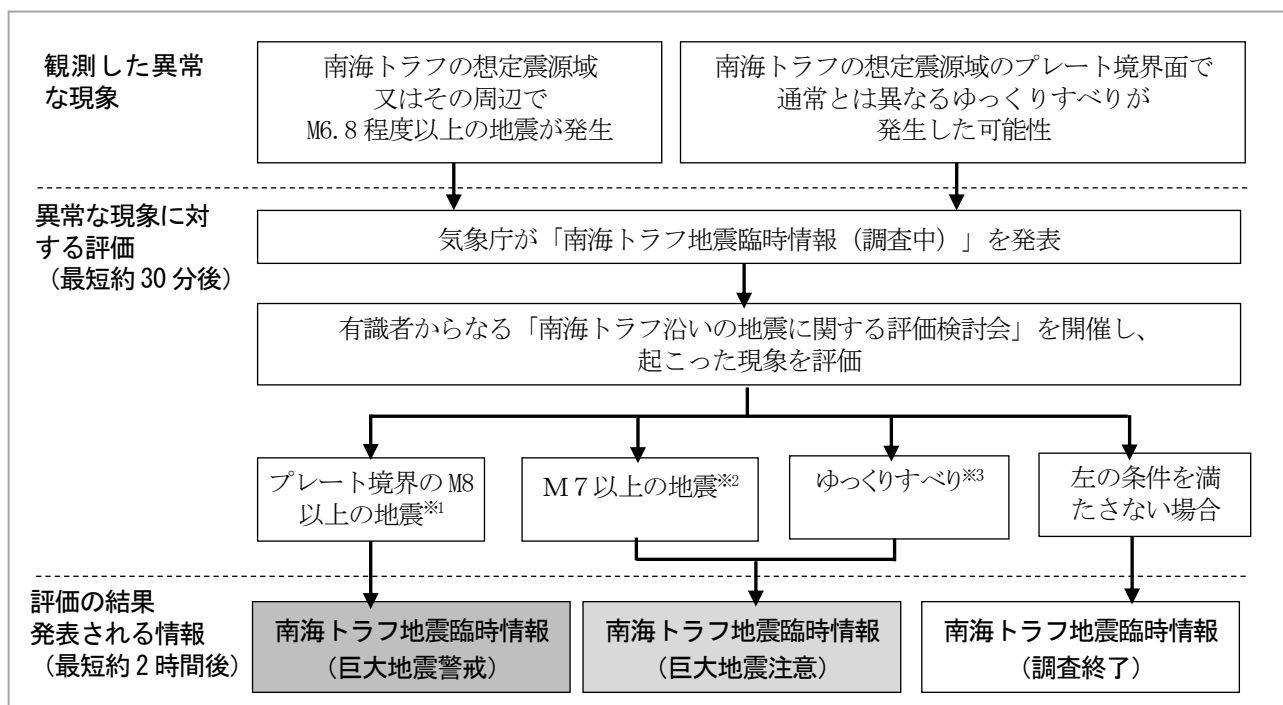
※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュ

震災編 附編 南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画

ード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

■異常な現象を観測した場合の情報発表までのながれ



- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる短い期間に、プレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

第2節 活動体制の確立

項目	担当
第1 活動体制	総務班、各班
第2 広報活動	企画政策班、税務住民班
第3 避難対策	総務班、学校教育班、生涯学習班

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、後発地震に備えるため南海トラフ地震臨時情報に応じて次の対策をとる。

なお、最初の地震により町が被災した場合は、本編第3章により、災害応急対策を実施する。

■南海トラフ地震臨時情報発表時の対応のながれ

時間	南海トラフ地震臨時情報		
	プレート境界のM8以上の地震	M7以上の地震	ゆっくりすべり
(最短) 2時間程度 ～1週間	<p>〈「巨大地震警戒」対応〉</p> <p>【町全域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えを再確認する等 <p>【土砂災害警戒区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難。それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 	<p>〈「巨大地震注意」対応〉</p> <p>【町全域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えを再確認する等 <p>【土砂災害警戒区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて避難を自主的に実施 	<p>〈巨大地震注意対応〉</p> <p>【町全域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間後 ～2週間	<p>〈巨大地震注意対応〉</p> <p>【町全域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えを再確認する等 <p>【土砂災害警戒区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて避難を自主的に実施 	<p>【町全域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。 	
すべりが収まったと評価されるまで	<p>【町全域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。 		
大規模地震発生まで			<p>【町全域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。

第1 活動体制

1. 「巨大地震注意」時の活動体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときに、総務課長は警戒配備体制を発令する。

警戒体制の内容は、震災編第3章「災害応急対策計画」第1節「災害応急活動体制」に準じる。

2. 「巨大地震警戒」時の活動体制

(1) 災害対策本部の設置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときに、町長は第1非常配備を発令し、災害対策本部を設置する。

災害対策本部の内容は、震災編3章「災害応急対策計画」第1節「災害応急活動体制」に準じる。

(2) 災害対策本部の廃止

南海トラフ地震臨時情報（終了）が発表されたときは、災害対策本部及び非常配備を廃止する。

第2 広報活動

南海トラフ地震関連情報が発表されたときは、南海トラフ地震関連情報の発表に伴う混乱を未然に防止し、南海トラフ地震の発生時の被害の軽減を図るため、住民等への次の広報活動を行う。

1. 広報活動

企画政策班は、防災行政無線、広報車、長南町ホームページ、長南町公式 LINE 等を用いて、混乱防止と災害予防に主眼をおいて広報する。

(1) 地震に関する一般的知識

- ① 南海トラフ地震関連情報の意味等
- ② 予想される地震が発生した場合の影響度等

(2) 住民、事業所等が地震発生までに具体的に実施できる予防措置と行動の指針

(3) その他必要な事項

■南海トラフ地震関連情報の発表時に広報する主な内容

混乱縮小のための情報	<ul style="list-style-type: none"> ① 町民が状況を判断できるための情報 <ul style="list-style-type: none"> ア 南海トラフ地震関連情報の内容 イ 流言飛語の打ち消し ② 住民等の災害予防措置の呼びかけ <ul style="list-style-type: none"> ア 出火予防の呼びかけ（消火器の点検） イ 家具等の転倒防止措置を行うこと ウ 倒壊、転倒、落下、崩落等の危険がある建物や場所に近寄らないこと エ テレビ・ラジオ等の報道機関の情報に注意すること オ 太平洋沿岸部、東海・西日本地方への旅行は避けること カ 太平洋沿岸部、東海・西日本地方への電話連絡を自粛すること
生活関連情報	<ul style="list-style-type: none"> ① 交通・道路情報 <ul style="list-style-type: none"> ア 鉄道・バス等の運行情報（県内沿岸部など） イ 道路情報（県内沿岸部の交通規制・渋滞情報）

2. 広聴活動

税務住民班は、住民からの南海トラフ地震に関する問い合わせへの対応などの広聴活動を開始し、民生の安定を図る。

- ① 住民からの問い合わせなどに対応するため「災害相談窓口」を開設
- ② 災害相談窓口等で収集した情報は速やかに集約して対応策を検討

第3 避難対策

南海トラフ地震関連情報が発表されたときは、震度5強の揺れによる建物や斜面の崩壊から被害を軽減するため、次の避難対策を行う。

1. 「巨大地震注意」時の対応

総務班は土砂災害警戒区域の住民や耐震性に問題のある家屋の住民にて自主的な避難を呼び掛け、生涯学習班は指定緊急避難場所を開設する。

2. 「巨大地震警戒」時の対応

総務班は土砂災害警戒区域の住民を対象として高齢者等避難を発令するとともに、耐震性に問題のある家屋の住民に自主避難を呼びかける。また、生涯学習班は、指定緊急避難場所を開設する。

